

資

料

第 1 水防法

昭和 24・6・4 法律第 193 号
最終改正 令和 7. 12. 12 法律第 86 号

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。以下同じ。)及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長、下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二第一項において同じ。)並びに海岸管理者(海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者又は海岸管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。
- 6 二以上の都道府県に係る水防事務については、関係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

(都道府県知事が気象庁長官と共同して行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(国土交通大臣が気象庁長官及び都道府県知事と共同して行う高潮予報)

第十一条の三 国土交通大臣は、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、その状況を水位に示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該海岸の存する都道府県の知事に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項、第十一条第一項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸(第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣が指定した海岸を除く。)で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣、第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項、前条若しくは第二十五条第二項の規定により通知をした都道府県知事、第十一条の三第一項の規定により通知をした国土交通大臣及び都道府県知事又は第二十四条の二第二項の規定により通知をした都道府県知事若しくは国土交通大臣は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定によ

る緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を 通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水

施設

- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

- 第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の三第一項の規定により指定され、又は第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

- 第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。
- 一 洪水予報等(第十条第一項の規定により気象庁長官が行う予報、同条第二項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が行う予報、第十一条第一項の規定により都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十一条の三第一項の規定により気象庁長官及び都道府県知事が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
- ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において

- 「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。)当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

- 第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められ

た要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする)」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう)」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう)」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう)」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。))を除く。)内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土

地の所有者の同意を得なければならない。

- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する 前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

- 第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。
- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

- 第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係るのある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水

防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出勤を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(氾濫等の通報)

第二十四条の二 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の

長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退き等の指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川等における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川又は海岸で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条第一項、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条第一項中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会(次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。)を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

- 第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。
- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
 - 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
 - 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

- 第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
 - 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情

報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針

1. 本運用指針の取扱い

本運用指針は、令和 7 年 12 月の水防法の改正を踏まえ、水防法第 24 条の 2 の氾濫等の通報、水防法第 25 条の決壊の通報等の標準的な考え方を記したものである。

水防法第 24 条の 2 及び第 25 条の通報については各地域で定められる水防計画で定めるところにより運用されることとなっているため、本指針を参酌の上、地域の実態に即したものとなるよう、各地域の水防協議会において関係者で綿密に協議を行うよう努められたい。

【解説】

令和 3 年の災害対策基本法改正により、市町村長が新たに緊急安全確保措置を指示できることが規定され、災害の発生が切迫している状況について市町村が住民に周知し、立退き避難に加えて緊急安全確保も含めて、適確な避難行動につなげていくことが非常に重要となってきた。

水防法においてはこれまで、水災害が発生又は切迫している状況について、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者による決壊の通報、洪水予報河川等における氾濫発生情報（越水等の確認情報）の提供のほか、地域毎の水防計画に基づき越水等が発生した際に水防に協力する立場の河川管理者による周知等によって情報提供が行われてきた。

一方、近年、観測技術の高度化・観測設備の整備の進展等により、河川管理者、下水道管理者及び海岸管理者（以下「河川管理者等」という。）が氾濫の発生の危険が切迫した状態にあることをプッシュ型で情報提供する素地が整ってきたところである。

こうした状況を踏まえ、令和 7 年 12 月に水防法が改正され、氾濫の発生による著しい危険が切迫し、命の危険から直ちに身の安全を確保することが必要な緊急的な状況下における河川管理者等による氾濫等の通報が規定され、水防管理者及び市町村長の緊急安全確保措置の指示等に活用されることとなった。

氾濫等の通報に当たっては、通報方法、通報先に加え、その前提となる通報対象の河川、下水道及び海岸（以下「河川等」という。）の区域や通報の基準などについて、都道府県の水防協議会で協議を行い、水防計画に定めることとなっているが、この協議過程においては、これまで以上に河川管理者等と水防関係者（水防活動を行う関係者をいい、水防法第 24 条の 2 第 2 項に基づき氾濫等の通知・周知を行う都道府県知事・国土交通大臣、水防法第 26 条に基づき決壊後の処置を行う水防管理者、水防団長、消防機関の長、水防協力団体の長、水防法第 29 条に基づき緊急安全確保措置の指示を行う水防管理者を含む、以下同じ）のコミュニケーションが重要となる。

そこで、地域における円滑な検討・協議や効果的な制度運用に資するよう、本指針で全国標準的な考え方を示すこととした。

なお、これまで河川管理者等の公物管理者は、水防関係者の求めに応じて情報を提供するなど、時には管理事務の一環で入手した情報を臨機に提供している。今回の水防法改正により、命の危険が迫る氾濫等を通報する公物管理者の責務が法律に特別に明記されることと

なったが、両者が地域の水災被害の軽減のため、平時においても水災時においても協力しあっていく関係性については、今後も何ら変わらない。

2. 氾濫等の通報、決壊の通報を実施する意義について

氾濫等の通報及び決壊の通報は、氾濫に起因する損害を軽減するため、市町村長又は水防管理者による緊急安全確保措置の指示等の実施の目安として活用されることとなる。

【解説】

水防法第24条の2第2項又は水防法第25条第2項により氾濫等又は決壊の通知を受けた水防管理者は、水防法第26条に基づき堤防その他の施設が決壊したときはできる限り氾濫による被害が拡大しないように努める必要があるほか、水防法第29条に基づき緊急安全確保措置の指示ができることとなっている。また、水防法第13条の4に基づき氾濫等又は決壊の通知を受けた市町村長は災害対策基本法第60条第3項に基づき、緊急安全確保措置の指示ができることとなっている。

氾濫等の通報や決壊の通報を運用するに当たっては、同通報が最終的に緊急安全確保措置の指示を行う判断材料として活用されることを踏まえ、各地域の水防協議会において通報の具体的な基準などについて協議を行い、それぞれの水防計画に定めることが必要である。

3. 水防法第24条の2の氾濫等の通報の基本的な考え方

(1) 河川管理者等による氾濫等の通報

氾濫等の通報は、河川等の公物の状況を最も良く知る公物管理者が、公物管理事務の一環で把握できる施設情報等を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときに、同公物管理者に通報義務が課されるものである。

【解説】

水防法第24条の2に基づく通報は、河川管理者等が、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときに（住民等の生命に被害が及ぶ蓋然性が高まる状況に到ったことが判断できた際に）、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報し、通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、水防を担う国土交通大臣）が、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときに（氾濫特性及び地域特性を踏まえて、氾濫により住民等の生命に強く被害が及ぶおそれがある判断した際に）、水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものである。

河川管理者等に氾濫等の通報が特別に求められることとなった背景としては、命の危険が生ずる氾濫等については通報主体を複数化して一刻も早くその発生を把握する必要があるほか、公物管理事務の一環で入手可能な施設情報（水防関係者では必ずしも把握できない状況）等を水防関係者が活用することが有効であるからである。

本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視

体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。即ち、河川管理者等は「河川等の管理事務の一環として把握した情報を通報する」という責務を負うにとどまり、河川法等の公物管理法の改正があった訳ではないので、公物管理に関する役割が変化したものではない。従って、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない点に留意する必要がある。

また、本通報が水防管理者や市町村長が行う緊急安全確保措置の指示の判断材料として活用されることになることから本通報の確度が低い場合、まだ十分に避難所へ向かうことで難を逃れられる可能性の高い住民らが、不用意に水平避難を諦め、被災する事態も起こりかねない。このため、本通報においては、市町村長が適切に緊急安全確保措置の指示ができるよう情報の確度（情報（そのもの）の正確さ、当該箇所での氾濫等が発生する精確さ（氾濫想定地点と水位観測所などの計測地点との距離による空間的な確実性）、氾濫等の発生タイミングの精確さ（計測間隔による時間的な確実性））が重要な観点となることに留意することが必要である。

（２）都道府県知事等が行う氾濫等の通知の対象となる河川等の区域

緊急安全確保措置の指示等を行う水防管理者や市町村長が「相当な損害」が生じると考える氾濫、すなわち、住民等に対して行動変容に特に留意を呼びかける必要がある氾濫が発生する河川等の区域を通報の対象とする。

【解説】

都道府県知事等が行う通知は、水防管理者や市町村長が行う緊急安全確保措置の指示等の氾濫による損害の軽減を目的としているが、通報の対象となる箇所（河川等の区域）や氾濫の規模（相当な損害）に際限がないと、通報が相次いでしまうことが想定され、かえって水防管理者が効果的かつ効率的な水災対応ができなくなるおそれがある。

このため、水防法上は浸水想定区域を作成しているあらゆる河川、下水道、海岸が通報の対象となりうるが、避難行動の指示等の水災対応との連動を考えると、緊急安全確保措置の指示等を行う水防管理者や市町村長が相当な損害が生じると考える氾濫等と整合を取ることが、不可欠である。

具体的には、緊急安全確保措置を指示する際に住民等に対して行動変容に特に留意を呼びかける必要があるような氾濫、すなわち、例えば氾濫が発生した際に単なる高所移動ではなく、堅牢かつ十分な高さを有する近隣の建物への移動が必要となるような事態をもたらす以下の氾濫については、少なくとも通報の対象となると考えられる。

< 通報が必要と想定される氾濫の例 >

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域における氾濫

（木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立ち退き避難が必要）

- ・平屋住宅所在エリアで「深い浸水深が所在する区域^{※1}」における氾濫

（平屋の場合は、近隣の２階以上の建物への立ち退き避難が必要）

- ・氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街等（水防法第 15 条で定められた地下街等）が所在する区域における氾濫

(速やかに地下街等からの立ち退き避難が必要)

※1「水害の被害指標分析の手引」(H25 試行版)では、65 歳以上の場合、水深 1.7m(1 階床高 50cm)では死亡率が 12%となる。また、洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第 4 版)では、3m は 2 階床下に相当するとされている。地域の特性や氾濫の特性に応じて浸水深を設定することが望ましい。

なお、対象となる具体の区域や浸水深の検討に当たっては、浸水想定区域内の建物の床面の高さ等、地域の特性に応じて水防管理者及び市町村長のニーズが変わることに留意することが必要である。また、河川・海岸の堤防が決壊・倒壊した場合は、堤防近傍では家屋でさえ破壊するほどの勢いで氾濫流が一気に流れる場合があるため、氾濫の特性によっても水防管理者及び市町村長のニーズが変わることに留意することが必要である。

また、洪水予報河川については、これまでも水防法第 10 条及び第 11 条に基づき氾濫発生情報が通知してきていることから、当該河川については引き続き氾濫等の通報の対象にすべきである。

(3) 水防協議会における協議

河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準について、予め各地域の水防協議会において関係者間で協議を行い、それぞれの水防計画に定める。

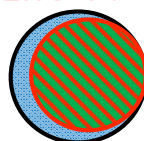
【解説】

3.(1) 及び (2) より、水位計や河川等監視カメラが設置されている箇所にも限りがあるなど、河川管理者等の公物管理者側が管理事務の一環として氾濫等を発見する努力を尽くしても人員・施設等からその対応には自ずと限界がある。また水防関係者にとっても通報数が多数となると深刻な被害をもたらす重篤な氾濫通報を見逃すなど、処理能力に限界が生じるおそれがあるため、行動変容に特に留意が必要となるような氾濫に限定した通報のみがほしいというニーズがある。この両者を総合的に勘案し、さらに、警戒レベル 5 相当の危険が迫る緊急時には迅速な判断が求められる観点から、通報を行う際の具体的な通報方法や通知先となる関係者に加え、その前提となる通報対象の河川等の区域や通報の基準などについて「水防計画で定める」ことで、迅速かつ確実な制度の運用を行うことが望ましい。

このため、水防協議会において、河川管理者等の考える「氾濫による著しい危険」をもたらす氾濫と、都道府県知事等の考える「相当な損害」をもたらす氾濫について認識を提示し合い、氾濫等の通報の対象を協議しておくことが重要である。

水防計画に定める氾濫等の通報の対象となる河川等の区域と通報の基準
(当該箇所で河川管理者等が把握可能な切迫情報)

「氾濫による著しい危険」と認める氾濫



「相当な損害を生ずるおそれがある」と認める氾濫

図1 水防計画に定める氾濫等の通報の対象となる河川等の区域と通報の基準

具体的には、水防管理者や市町村長が必要と考える氾濫等の通報に対して、河川管理者等が従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握しうる氾濫等の切迫・発生情報を列挙した上で、水防計画に記載する河川等の区域及び通報の基準について水防協議会で協議することが必要である。なお、水防計画に記載されていない事案の発生について河川管理者等が河川等の管理事務の一環として把握した場合は、水防法第24条の2に基づく通報であるかに関わらず、1.(1)で記載したとおり、これまで通りの河川管理者等と水防関係者との関係から当該氾濫等の通報を実施することで問題ない。

なお、氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準を水防計画に定めた場合は、ウェブサイトに掲載する等により住民に周知する。

(4) 河川管理者等が把握した情報と通報との関係

河川管理者等が通報を行う基準としては、目視等で確認した最も信頼できる情報である「確認情報」と併せて観測区間を網羅的に把握可能な「計測情報」も基本として活用する。

「推定・予測情報」は確度が低いため通報の基準に活用しないことを原則とするが、「確認情報」「計測情報」がない場合は推定・予測情報を用いることでよい。その際は可能な限り多くの情報を用いて一定の確度を保つようにする。

【解説】

河川管理者等が把握可能な氾濫の切迫・発生情報としては大別すると確認情報、計測情報、推定・予測情報がある。

確認情報：

- ・巡視や河川等監視カメラによる越水及び破堤等の確認
- ・堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等の確認

計測情報：

- ・水位計・放流量等による計測数値により氾濫の切迫・発生を判断（計測情報と対象区間の越水の可能性を予め整理されている場合はその区間評価情報を含む）

（例1）基準水位観測所等の水位による対象区間の越水の可能性の把握

（氾濫発生水位の到達）

（例2）異常洪水時防災操作した際のダム直下の越水の可能性の把握

（ダムから〇〇m³/s以上の放流）

- ・施設の操作及び機能支障情報から氾濫の切迫・発生を判断（予め設定した水位に達した状況等で施設の操作及び機能支障を確認）

（例3）排水機場のポンプを停止した際の越水の可能性の把握

（対象河川の水位が〇〇m以上の時にポンプの停止）

推定・予測情報：

- ・計測情報や雨量情報を元に予測モデルにより氾濫の切迫・発生を推定
- ・洪水対応時に計測情報（急激な水位変動等）から越水・破堤を推定

（例4）水位計の急激な水位低下等から決壊の可能性を推定

確認情報は情報の確度が高いため、災害が発生又は切迫の確認には有効な情報であるが、巡視

による確認は、人員面での制約に加え、暴風雨や夜間等の悪条件下ではほとんど確認が不可能であり、見逃しが多発するおそれがある。河川等監視カメラについては、設置箇所が限定的であるため、確認できる区間が限られる。また、計測情報は、一定の区間を対象として定量的に計測可能であることから、確認情報よりも確度は劣るものの少ない労力で早期かつ広範囲に状況把握できる。推定・予測情報は、予測に用いるデータや予測手法によって精度が大きく変化し計測情報と比較して情報の確度は落ちると考えられる。

このため、河川管理者等が通報を行う基準としては、目視等で確認した最も信頼できる情報である確認情報と併せて観測区間を網羅的に把握可能な計測情報も基本として活用する。なお、推定・予測情報は確度が低い場合通報の基準に活用しないことを原則とするが、確認情報や計測情報が無い場合は「推定・予測情報」を用いることでよい。その際は、事前の予測情報や周辺状況により氾濫が発生しているおそれが高いと思われる段階で、可能な限り多くの情報を用いて一定の確度を保つようにする。また、水防管理者及び市町村長が緊急安全確保措置の指示を行う上で、情報の確度も重要な情報であることから、平時から河川管理者等は通報する氾濫の確度について水防関係者とコミュニケーションを行うとともに、災害時においても確度の低い情報を通報した後に確度の高い情報を把握した場合はその情報を追加で通報することや可能な場合は通報する氾濫の確度について解説することが望ましい。

なお、推定・予測情報の確度を十分に理解する者(水防関係者や関係する河川管理者等)に対し、内部情報として推定・予測情報を提供し、提供先の水災対応に役立てることについては問題ない。

以下に通報の基準に用いる情報を概念的に示した図及びそれぞれの情報を用いる際のメリット・デメリットを提示する。

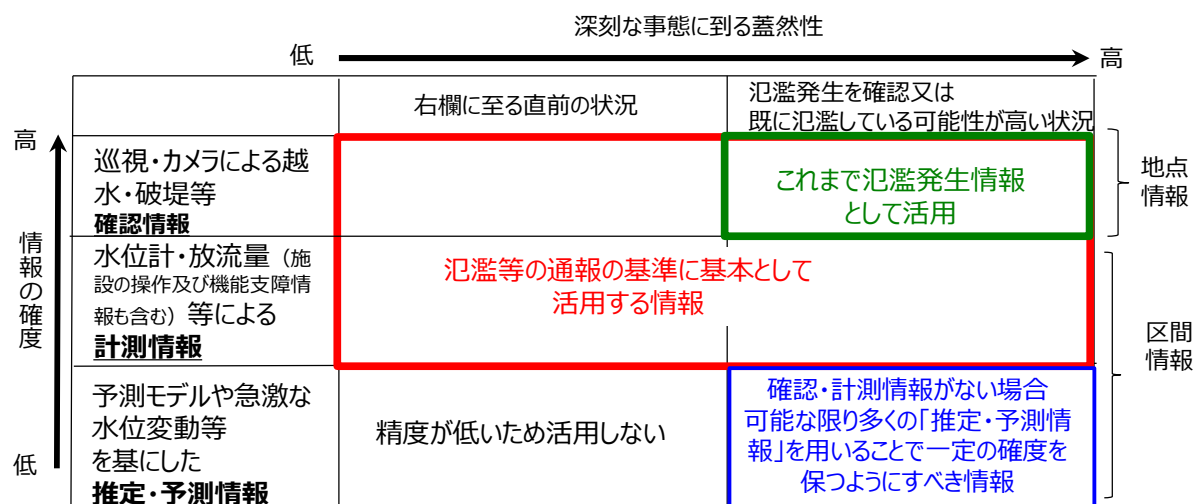


図2 通報の基準に用いる情報

高 ↑ 情報の確度 低		メリット	デメリット	地点 情報
	巡視・カメラによる越水・破堤等 確認情報	・越水や決壊等を視認した情報であるため、確度が最も高い情報。 （発生場所、発生のタイミング）	・巡視箇所や河川監視カメラを設置している箇所では確認できないため見逃しが多くなる。	
	水位計・放流量等 （施設の操作及び機能支障情報も含む） 計測情報	・切迫状況のある程度の確度を持って対象区間を網羅的に把握可能	・故障等により欠測した場合は、氾濫を見逃すことになる。 ・水位が基準値に到達する前に、想定していない低い箇所からの越水や浸透破堤が起きた場合、氾濫を見逃すことになる。 ・急激に水位が昇降する場合は計測間隔によっては、氾濫を捉えきれない可能性がある。	区間 情報
予測モデルや急激な水位変動等を基にした 推定・予測情報	・切迫状況を対象区間を網羅的に把握可能 ・予測モデルを使った際には、前もって連絡することが可能 ・水位計のない箇所でも予測モデルにより氾濫の可能性を評価することが可能	・確度が低い情報であるため、取扱い要注意		

図3 確認情報、計測情報、推定・予測情報のメリット及びデメリット

4. 水防法第 25 条の決壊の通報の基本的な考え方

水防管理者等は、重要水防箇所を中心に巡視を行い、その際に堤防その他施設の決壊等を発見した場合に通報を行うこととなっている。河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準について水防協議会で協議する際に、併せて水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等を改めて議論する。

【解説】

水防管理者等は、都道府県から非常配備体制が指令された際は、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行うこととなっている（水防計画の手引き（都道府県版）10.2 巡視及び警戒を参照）。その水防活動の際に、堤防、ダムその他の施設が決壊したときは、水防法第 25 条に基づき水防管理者等は、直ちに都道府県知事その他関係者に通報を行うこととなっている。令和 7 年の水防法改正により、新たに河川管理者等による氾濫等の通報が規定されたことを踏まえ、河川管理者等が把握、確認できない区域を中心に水防管理者等が通報できるようにすることが効果的・効率的であるため、河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準について水防協議会で協議する際に、併せて水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等を改めて議論することが望ましい。

なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防関係者の安全確保・水防活動維持の観点から、水防関係者は直ちに待避を行い、水防法第 25 条に基づく通報は、安全な場所で監視カメラ等により堤防、その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ行う。

5. 氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準等の見直し

河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準、水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等については、今後の技術の進展や観測施設の整備状況、氾濫特性・地域特性変化に応じて、都道府県の水防協議会で協議を行い必要に応じて見直す。

【解説】

技術の進展や、水位計等の観測施設の新たな整備等、状況の変化が今後生じた場合は、必要に応じて河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準、水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等の見直しを行う。また、築堤等の河川・海岸整備の進捗などによる氾濫特性の変化、新たな地下街等の整備等、氾濫域の土地利用状況の変化が今後生じた場合も必要に応じて見直しを行う。

徳島県防災会議水防部会設置要綱

最終改正 令和 8 年 4 月 1 日

(設 置)

第 1 条 水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 7 条第 1 項に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項について調査審議を行うため、徳島県防災会議条例（昭和 3 7 年 1 0 月 1 2 日徳島県条例第 2 9 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、徳島県防災会議（以下「防災会議」という。）に水防部会（以下「部会」という。）を置く。

(委 員)

第 2 条 部会に属する委員（以下「委員」という。）の定数は、1 5 名とする。

2 委員には、会長が別表に掲げる職にある者を指名する。

(部会長)

第 3 条 部会長には、委員のうち、会長が政策監の職にある者を指名する。

2 部会長に事故があるときは、委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部 会)

第 4 条 部会は、委員の 3 分の 1 以上の出席を要する。

第 5 条 部会は、毎年度出水期前の 5 月又は 6 月に開く。

ただし、水害の発生その他の事由により、部会の必要が生じたときは、その都度開くものとする。

2 委員は、部会の必要があると認めたときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

第 6 条 部会長は、第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に定める場合は、適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

一 水防計画の内容に軽易な変更が生じ、早急に修正を要するとき。

二 緊急を要する事態が発生し、部会を開くいとまがないとき。

三 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2 部会長は、前項の規定による決定をしたときは、次の部会にその旨を報告するものとする。

(庶 務)

第 7 条 部会の庶務は、県土整備部河川政策課において処理する。

(雑 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長がその都度部会にはかって定める。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
 この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
 この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
 この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
 この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
 この要綱は、平成２７年５月１日から施行する。
 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
 この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
 この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表

機 関 名	職 名
四国地方整備局	局 長
四国運輸局徳島運輸支局	支 局 長
徳島地方気象台	台 長
陸上自衛隊第１４旅団第１５即応機動連隊	連 隊 長
徳島県警察本部	本 部 長
徳島県	政 策 監 (県土強靱化・危機管理担当)
〃	県 土 整 備 部 県土強靱化担当部長
徳島県市長会	会 長
徳島県町村会	会 長
徳島県消防協会	会 長
日本赤十字社徳島県支部	事 業 推 進 課 長
日本放送協会徳島放送局	局 長
四国旅客鉄道株式会社	工 務 部 長
N T T 西日本株式会社徳島支店	支 店 長
四国放送株式会社	報 道 政 策 局 長

第 3 徳島県防災会議水防部会 構成員名簿

会長 徳島県知事 後藤田 正純

令和8年4月1日現在

機 関 名	職 名	氏 名	備 考
四国地方整備局	局 長	奥 田 晃 久	
四国運輸局徳島運輸支局	支 局 長	森 睦 義	
徳島地方气象台	台 長	小 畠 豊	
陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊	連 隊 長	柿 内 慎 治	
徳島県警察本部	本 部 長	児 玉 誠 司	
徳島県	政 策 監	朝 田 将	部会長
徳島県	県土整備部 県土強靱化 担当部長	小 津 慶 久	
徳島県市長会	会 長	遠 藤 彰 良	
徳島県町村会	会 長	古 川 保 博	
徳島県消防協会	会 長	笹 豊 晴	
日本赤十字社徳島県支部	事業推進課長	米 田 克 彦	
日本放送協会徳島放送局	局 長	小 寺 康 雄	
四国旅客鉄道株式会社	工 務 部 長	谷 芳 彦	
NTT西日本株式会社 徳島支店	支 店 長	小 倉 博 明	
四国放送株式会社	報道制作局長	池 田 篤 史	

第4の1 徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と徳島地方気象台（以下「乙」という。）とは、徳島県内における防災対策に係る事務に関し、相互に密接な連携を図るため、警報・注意報並びに気象及び地震に関する観測資料等（以下「情報」という。）の相互交換について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が発表する情報を甲に迅速に提供し、さらに、甲及び乙が保有する情報を相互交換することにより、気象等の状況を迅速かつ的確に把握し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に寄与することを目的とする。

（装置等の設置）

第2条 甲は、乙が所有する庁舎内に、オンラインによる情報交換のために必要な装置（以下「通信装置」という。）を設置する。

（費用の負担）

第3条 通信装置の設置、運用及び維持管理費に要する経費は、甲が負担するものとする。

（設置場所の使用等）

第4条 乙は、通信装置の設置場所を甲に無償で使用させるものとする。

2 甲は、通信装置の設置に先立ち乙の所管する財産の使用許可を得なければならない。

（設置場所の変更）

第5条 甲及び乙は、前条第1項の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

2 前項による設置場所の変更に必要な費用は、甲の負担とする。

（点検及び管理）

第6条 甲は、通信装置を安全かつ確実に作動させるために、定期点検及び修理等を行うものとする。

2 前項の定期点検及び修理等の作業を実施するに当たり、乙は、甲の作業に便宜を図るものとする。

（情報交換の手段及び内容並びに警報事項の取扱い）

第7条 甲及び乙は、それぞれ保有する計算機システムを専用線により接続し、甲は雨量、河川水位及び震度に関する情報を、乙は警報等の防災情報（以下「警報事項等」という。）をオンラインにより提供する。

2 甲及び乙は、前項に記載されたシステムによる警報事項等の伝達をもって、気象業務法第15条第1項、第15条の2第1項、水防法第10

条及び消防法第２２条第１項に基づく法定通知事項の通知として取り扱うものとする。

（細目事項）

第８条 情報の提供及び交換に関する必要な細目事項については、別に定めるものとする。

（有効期間）

第９条 この協定の有効期間は、平成２８年３月３１日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲又は乙から何ら意思表示がない場合は、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

（その他）

第１０条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙の協議の上定めるものとする。

第１１条 この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙押印の上、各自その１通を所持するものとする。

（附則）

本協定の締結に伴い、平成９年３月３１日甲乙両者の間で締結した「徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する協定」は廃止する。

平成２８年３月３１日

甲 徳島県

徳島県知事

飯 泉

嘉 門

乙 徳島地方気象台

徳島地方気象台長

間 宮

嘉 久

第4の2 徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する細目協定

徳島県（以下「甲」という。）と徳島地方気象台（以下「乙」という。）とは、「徳島県と徳島地方気象台間の防災情報交換に関する協定」（以下「協定」という。）第8条の定めに基づき、提供及び交換する情報並びにその運用に関して、次のとおり細目を定める。

（甲から提供する情報）

第1条 甲から乙に提供する情報及びその範囲は、別表1のとおりとする。

（乙から提供する情報）

第2条 乙から甲に提供する情報及びその範囲は、別表2のとおりとする。

（警報事項等の通知及び確認方法）

第3条 乙から甲に提供する情報のうち、協定第7条第2項の法定通知事項は、別表3のとおりとする。

2 この法定通知事項の通知確認は、オンライン配信における通信手順での応答機能により実施することとする。

3 回線等の障害により、前項の法定通知及び通知確認を行うことができない場合は、別紙1により対応するものとする。

4 別表4に示す情報については、法定通知事項に準ずるものとし、通知及び確認等を行うものとする。

（第三者への情報提供及び発表）

第4条 甲及び乙は第1条及び第2条に定められた情報について、それぞれ別表5及び別表6の機関に配信することができる。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、防災を目的として甲が保有する徳島県総合情報

通信ネットワークシステムにおいても、甲の事務の一環として、各市町村及び住民に周知・啓発するため活用することができる。

3 甲が乙に提供した震度情報は、気象庁（乙及び気象官署を含む）が発表する地震情

報に含めることができる。

（情報の加工）

第5条 甲及び乙は、受領した情報について加工して利用するときは、事前に協議するものとする。

（目的外の利用）

第6条 甲及び乙は、この相互交換により入手した情報を、防災目的以外に利用する場合は、事前に協議するものとする。

（システムの接続方法）

第7条 甲及び乙は、甲の保有する徳島県総合情報通信ネットワークシステムと乙の保有する気象情報伝送処理システムを別紙2のとおり接続する。

(管理・運用責任者)

第8条 甲及び乙は、防災情報の相互交換を円滑に行い、また、防災情報の品質管理を行うため、このシステムの運用に関し、別紙3のとおり管理責任者及び運用責任者を置くものとする。

(管理・運用等)

第9条 システム運用、保守、点検、経費等に関する責任分界点は、別紙2のとおりとする。

2 甲及び乙のシステム運用時間は常時とする。

3 甲及び乙は、システムの定期点検及び修理等により防災情報交換を停止する場合

には、事前に相互に連絡、調整するものとする。

4 甲及び乙は、システム又は回線等に障害が認められる場合は、直ちに運用責任者

に連絡するとともに、迅速な障害復旧に努めるものとする。

5 甲及び乙のシステム又は回線等に障害があった場合の防災情報交換の再開は、障

害の復旧後速やかに実施するものとする。

6 障害期間中に地震が発生し、甲側で震度3以上の観測データが得られた場合、甲

はその観測データをファクシミリ等の方法により乙に提供するように努めるものとする。また、障害期間中に甲が観測した観測データは復旧後に伝送するものとする。

7 甲及び乙は、伝送方法及びデータフォーマットを変更する場合には、事前に管理

責任者と協議するものとする。

(その他)

第10条 この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

第11条 この細目協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を所持するものとする。

(附則)

本細目協定の締結に伴い、平成9年3月31日甲乙両者の間で締結した「情報交換に関する細目協定」、「情報交換に関する運用細目」及び平成11年12月20日甲乙両者の間で締結した「気象警報等の通知に関する覚書」は、廃止する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

甲 徳島県危機管理部
とくしまゼロ作戦課長 坂東 淳

乙 徳島地方気象台
観測予報管理官 佐伯 亮介

第 5 雨量観測資料の通報に関する覚書

徳島県(以下「甲」という。)と徳島地方气象台(以下「乙」という。)とは、甲が乙に雨量観測資料の通報を行う場合の方法について、次のとおり覚書を交換し、昭和 63 年 3 月 31 日から効力を生ずるものとする。

(観測所)

第 1 条 甲が管理している雨量観測所のうち、乙に雨量観測資料を通報するものは、次のとおりとする。

宮川内・鳴門・吉野・長安口・川島・阿南・大里・名古ノ瀬・正木

(通報基準)

第 2 条 次の各号に定めるいずれかに該当する雨量を観測したときは、甲から乙にそれ以降雨が降り終わるまでの間毎時通報する。

- (1) 1 時間雨量が 20 mm に達したとき。
- (2) 雨が降り始めてからの積算雨量が 70 mm に達したとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は可能な範囲で事後に通報する。

- (1) 前条に定める観測所のうち長安口・名古ノ瀬・宮川内・正木については、休日・夜間及び河川法に基づくダム操作規則による洪水警戒体制時の場合
- (2) 前条に定める観測所のうち鳴門・吉野・川島・阿南・大里については、休日及び夜間（徳島県水防計画に定める準備体制に入ったときは除く。）の場合

(通報方法)

第 3 条 通報は徳島県防災行政用無線電話によって行う。

(担当課)

第 4 条 この業務についての担当は、甲は土木部河川課、乙は技術課とする。

(通報期間)

第 5 条 雨量観測資料の通報期間は、原則として、6 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

(経過措置)

第 6 条 この覚書の交換に伴い、昭和 48 年 10 月 5 日両者の間で交換した「雨量観測資料の通報に関する覚書」は、昭和 63 年 3 月 30 日にその効力を失う。

(疑義等の決定)

第 7 条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書 3 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

昭和 63 年 3 月 29 日

甲 徳 島 県
徳 島 県 知 事 三 木 申 三
徳島県企業局長 小 原 靖 之

乙 徳島地方气象台
徳島地方气象台長 松 本 久

第6 ダム、堰、排水機場操作規則

1 長安口ダム操作規則

平成19年4月1日施行

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 貯水池の水位等(第3条～第9条)
- 第3章 貯水池の用途別利用(第10条～第12条)
- 第4章 洪水調節等(第13条～第20条)
- 第5章 貯留された流水の放流(第21条～第27条)
- 第6章 点検、整備等(第28条～第30条)
- 第7章 雑則(第31条)
- 附 則

第1章 総則

(通則)

第1条 長安口ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 長安口ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒2,500立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月15日から10月31日までの期間
- 二 非洪水期 11月1日から翌年6月14日までの期間

(水位)

第5条 貯水池の水位(以下「水位」という。)は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(平常時最高貯水位)

第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高225.0メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時最高水位)

第7条 貯水池の洪水時最高水位は、標高225.0メートルとし、第16条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第8条 貯水池の最低水位は、標高195.0メートルとする。

(予備放流水位)

第9条 予備放流水位の最低限度は標高218.7メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第10条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高218.7メートルから標高225.0メートルまでの容量最大1,200万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

- 第11条 流水の正常な機能の維持の供給は、標高195.0メートルから標高225.0メートルまでの容量最大3,500万立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

- 第12条 発電は、標高195.0メートルから標高225.0メートルまでの容量最大3,500万立方メートルを利用して行うものとする。
ただし、発電は第10条、第11条、第15条、第18条、第21条及び第24条に規定する放流による流水を利用する場合に限るものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

- 第13条 那賀川河川事務所長（以下、「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。
一 徳島地方気象台から那賀・勝浦地方において、大雨又は洪水に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。
2 所長は、第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

- 第14条 所長は、第13条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。
一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。
三 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

- 第15条 所長は、第16条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認める場合において、第9条の規定により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、下流に支障を与えない範囲で、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

- 第16条 所長は、次の各号に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。
ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。
一 流入量が毎秒2,500立方メートルから毎秒6,400立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒 $\{(流入量 - 2,500) \times 0.744 + 2,500\}$ 立方メートルを限度として、放流すること。
二 流入量が最大に達した後は、第一号の方法による操作中における最大放流量を限度として、流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。
三 流入量が最大に達した後、第二号の規定による放流量に等しくなった以後、流入量が毎秒2,500立方メートルを下回るまでの間は第二号の方法による操作中における放流量を限度として放流すること。なお、流入量が毎秒2,500立方メートルを下回るまでの間に再び増加した場合は、第一号により放流すること。
四 流入量が毎秒6,400立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒5,400立方メートルに等しくなるまで、毎秒5,400立方メートルの水量を放流すること。

(洪水に達しない流水の調節)

- 第17条 所長は、気象、水象、その他の状況により必要があると認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第18条 所長は、第16条本文の規定により洪水調整を行った後又は第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が予備放流水位を超えているときは、速やかに水位を予備放流水位を限度として低下させるため、洪水調整を行った後にあつては、毎秒2,500立方メートルの水量を限度として、また洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては操作中における放流量のうち最大の放流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、上記によらず、ダムから放流を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第19条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第20条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第21条 ダムによって貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に、放流することができる。

- 一 水位が平常時最高貯水位、洪水時最高水位を超えると予想される時。
- 二 第15条の規定により予備放流を行なうとき。
- 三 第16条の規定により洪水調節を行なうとき。
- 四 第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- 五 第18条の規定により洪水調節等の後における水位の低下を行うとき。
- 六 第24条の規定により流水の正常な機能の維持のため放流を行なうとき。
- 七 第28条の規定によりゲート又は放水管バルブの点検又は整備を行なうため特に必要があるとき。
- 八 その他細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

(放流の原則)

第22条 所長は、ダムから放流を行なう場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第23条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる量から日野谷発電所の使用水量(毎秒60立方メートル以内)を控除した量を超えないようにしなければならない。

- 一 第21条第一号、第四号の場合においては、流入量に相当する量
- 二 第21条第二号、第七号又は第八号の場合においては、毎秒500立方メートル。ただし、第21条第二号の場合において、特にやむを得ないと認めるときは、毎秒2,500立方メートル
- 三 第21条第三号、第五号又は第六号の場合においては、第16条、第18条又は第24条の規定による放流量

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第24条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認めるときは、必要量を放流することができる。

(放流量等の決定)

第25条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、日野谷発電所の使用水量を確認して、放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

- 2 所長は、第1項の決定をしようとする場合においては、第16条の規定により洪水調節を行う場合、または第18条の規定により洪水調整等の後における水位の低下をさせる場合を除き、あらかじめ発電所に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第26条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生

ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

- 2 所長は、第1項の規定により通知すべき関係機関及び周知の方法をあらかじめ定めておくものとする

(ゲート等の操作)

第27条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第28条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

- 2 所長は、第1項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第29条 所長は、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

- 2 第28条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。

(記録)

第30条 所長は、ゲート等を操作し、第28条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い並びに第29条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑則

(運用)

第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、四国地方整備局長が別途定める。

附 則

この規則は、令和2年6月15日から適用する。

2 宮川内ダム操作規則

昭和45年9月18日
徳島県規則第73号

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	貯水池の水位等(第3条—第10条)
第3章	貯水池の用途別利用(第11条・第12条)
第4章	洪水調節等(第13条—第20条)
第5章	貯留された流水の放流(第21条—第26条)
第6章	ゲート及び放水管バルブの操作(第27条・第28条)
第7章	点検、整備等(第29条・第30条)
第8章	記録等(第31条—第33条)
第9章	雑則(第34条)
附則	

第1章 総則 (通則)

第1条 宮川内ダムの操作については、この規則の定めるところによる。
(ダムの用途)

第2条 宮川内ダムは、洪水調節及びかんがいをその用途とする。

第2章 貯水池の水位等 (洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒100立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期間 6月15日から10月31日まで
- 二 非洪水期間 11月1日から翌年6月14日まで

(かんがい期間)

第5条 かんがい期間は、5月15日から9月30日までとする。

(水位の測定)

第6条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第7条 貯水池の常時満水位は、標高130・6メートルとし、第十六条の規定により洪水調節を行なう場合及び第十八条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なう場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第8条 貯水池のサーチャージ水位は、標高135・0メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第9条 貯水池の最低水位は、標高117・8メートルとする。

(予備放流水位の最低限度)

第10条 予備放流水位の最低限度は、標高124・2メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用 (洪水調節等のための利用)

第11条 洪水調節は、標高124・2メートルから標高135・0メートルまでの容量最大95万立方メートルを利用して行なうものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、標高130・6メートルから標高135・0メートルまでの容量最大45万立方メートルを利用して行なうものとする。

(かんがいのための利用)

第12条 かんがい用水の供給は、標高117・8メートルから標高130・6メートルまでの容量最大77万立方メートルを利用して行なうものとする。

第4章 洪水調節等 (洪水警戒体制)

第13条 徳島県東部県土整備局長(以下「局長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合

においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 徳島地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
- 二 その他細則で定められるところにより洪水の発生が予想される時。

2 局長は、第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに、次に定める措置をとらなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。
- 四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第15条 局長は、次条の規定により洪水調節を行なう必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第三号の規定により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第16条 局長は、次に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が標高120.8メートル未満である場合又は標高133.3メートル以上である場合で、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、あらかじめ、知事の承認を得てこれにより行うことができる。

- 一 流入量が毎秒100立方メートルに達した後、水位が標高125.8メートルに達するまでの間においては、自然放流とすること。
- 二 前号に規定する操作の実施後、水位が標高125.8メートルに達した後においては、毎秒200立方メートルの流量を限度として放流すること。
- 三 前号に規定する操作の実施後、放流量が毎秒200立方メートルに達した後においては、流入量が減少し始めてから毎秒200立方メートルに等しくなるまでの間は、毎秒200立方メートルの流量を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 局長は、前条の規定により洪水調節を行つた後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行つた後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行つた後にあつては前条第二号又は第三号に規定する方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行つた後にあつては毎秒100立方メートルの流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第18条 局長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても、調節を行なうことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第19条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第20条 局長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第21条 ダムによつて貯留された流水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流することができる。

- 一 水位がサーチャージ水位を超えるとき。
- 二 水位が常時満水位を超えるとき。
- 三 第15条の規定により予備放流を行うとき。
- 四 第16条の規定により洪水調節を行うとき。
- 五 第17条の規定により洪水調節等の後における水位の低下をさせるとき。
- 六 第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- 七 第24条の規定により下流既得用水のための放流を行うとき。
- 八 第25条の規定によりかんがい用水の供給のため放流を行うとき。

九 第29条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

十 その他特にやむを得ない理由があるとき。

(放流の原則)

第22条 局長は、ダムから放流を行なう場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第23条 ダムから放流を行なう場合においては、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる量をこえないようにしなければならない。

一 第21条第一号、第二号又は第六号の場合においては、流入量に相当する量

二 第21条第三号、第九号又は第十号の場合においては、毎秒100立方メートル

三 第21条第四号、第五号、第七号又は第八号の場合においては、それぞれ第16条、第17条、第24条又は第25条の規定による放流量

(下流既得用水のための放流)

第24条 局長は、下流既得用水のため必要があると認める場合においては、毎秒0.3立方メートルの流水を限度としてダムから放流しなければならない。ただし、ダムからの放流量は、流入量の範囲内とする。

(かんがい用水の供給のための放流)

第25条 局長は、かんがい期間において、かんがい用水の供給のため必要があると認める場合においては、毎秒0.514立方メートルの流水を限度としてダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第26条 局長は、ダムにから放流することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

第6章 ゲート及び放水管バルブの操作

(ゲートの操作)

第27条 ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

一 第21条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行なうとき。

二 第29条の規定によりゲートの点検又は整備を行なうため必要があるとき。

(放水管バルブの操作)

第28条 放水管バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

一 第21条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行なうとき。

二 次条の規定により放水管バルブの点検又は整備を行なうため必要があるとき。

第7章 点検、整備等

(点検及び整備)

第29条 局長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行なわなければならない。

一 ダム本体

二 ゲート及び放水管バルブ(以下「ゲート等」という。)

三 ゲート等を操作するため必要な機械及び器具

四 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備

五 監視のため必要な船舶

六 警報のため必要な車両

七 第三号から前号までに掲げるものの操作のため必要な資材

2 局長は、メートル等及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適時試運転を行なわなければならない。

(調査又は測定)

第30条 局長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行なわなければならない。

第8章 記録等

(ゲート等の操作記録)

第31条 局長は、第15条及び第17条の規定により放流を行なつたとき、第16条の規定により洪水調節を行なつたとき、並びに第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なつたときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。

一 気象及び水象の状況

二 ゲート等の操作の理由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度並びにゲート等の操作による放流量及び水位の変動

三 ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況

四 放流に伴う警報及び連絡に関する事項

五 その他特記すべき事項

2 局長は、前項に規定する場合を除き、第27条各号の一又は第28条各号の一に該当する場合においてゲート等进行操作したときは、その状況を同項に準じて記録しておかなければならない。

(調査結果等の記録)

第32条 局長は、第29条の規定により点検及び整備を行なった結果並びに第30条の規定により調査し、又は測定した結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第33条 局長は、知事が別に定めるところによりダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

第9章 雑則

(細則)

第34条 この規則を実施するために必要な細則は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和45年9月20日から施行する。

2 宮川内ダム操作規則(昭和39年徳島県訓令第304号)は、廃止する。

附 則(昭和53年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年規則第30号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第38号)抄

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第95号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第33号)抄

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第三十条関係)

調査又は測定事項

事 項	項 目
気 象	天 気 気 圧 湿 度 風 量 降 水 蒸 発 積 雪
貯 水 池	水 流 入 量 放 水 取 水 水 温 堆 砂
ダ ム	揚 圧 漏 水 力 量
効 果	洪水調節 かんがい

3 正木ダム操作規則

昭和53年4月1日
徳島県規則第36号

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	貯水池の水位等(第3条—第11条)
第3章	貯水池の用途別利用(第12条—第14条)
第4章	洪水調節等(第15条—第22条)
第5章	貯留された流水の放流(第23条—第29条)
第6章	ゲート及び低水管理用バルブの操作(第30条—第34条)
第7章	点検、整備等(第35条・第36条)
第8章	記録等(第37条—第40条)
第9章	雑則(第41条)
附則	

第1章 総則 (通則)

第1条 正木ダムの操作については、この規則の定めるところによる。
(ダムの用途)

第2条 正木ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給、工業用水の供給及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等 (洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒500立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

一 洪水期間 6月1日から10月15日まで

二 非洪水期間 1月1日から5月31日まで及び10月16日から12月31日まで

(水位の測定)

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高183・0メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高185・0メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第8条 洪水期間における貯水池の最高水位(以下「制限水位」という。)は、標高169・3メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(確保水位)

第9条 流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給及び工業用水の供給のために確保すべき水位(以下「確保水位」という。)は、次の各号に掲げる日(以下この条において「基準日」という。)にあつては、それぞれ当該各号に定める水位とし、基準日以外の日にあつては、当該日の直前の基準日の確保水位と直後の基準日の確保水位とから等差的に算出される水位とし、第17条、第26条又は第27条の規定により放流する場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

一 1月20日 標高163・0メートル

二 2月 5日 標高163・0メートル

三 4月10日 標高158・0メートル

四 4月30日 標高158・0メートル

五 5月31日 標高162・0メートル

六 6月20日 標高158・0メートル

七 7月 5日 標高169・3メートル

八 8月10日 標高164・0メートル

九 9月 5日 標高167・0メートル

十 10月10日 標高158・0メートル

(最低水位)

第10条 貯水池の最低水位は、標高158・0メートルとする。

(予備放流水位)

第11条 洪水期間における予備放流水位は、標高161・3メートルとする。

2 非洪水期間における予備放流水位は、標高161・3メートルを最低限度として、第16条第4号の規定により定める水位とする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第12条 洪水調節は、標高161・3メートルから標高185・0メートルまでの容量最大1100万立方メートルを利用して、洪水期間にあつては、水位を制限水位より上昇しないよう制限するほか、予備放流により水位を低下させて行い、非洪水期間にあつては、予備放流により水位を低下させて行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあつては、標高161・3メートルから標高185・0メートルまでの容量最大1,100万立方メートル、非洪水期間にあつては、標高183・0メートルから標高185・0メートルまでの容量最大130万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持、かんがい用水及び工業用水のための利用)

第13条 流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給及び工業用水の供給は、洪水期間にあつては、標高158・0メートルから標高169・3メートルまでの容量最大360万立方メートル、非洪水期間にあつては、標高158・0メートルから標高183・0メートルまでの容量最大1,060万立方メートルのうち85万4千立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第14条 発電は、洪水期間にあつては、標高158・0メートルから標高169・3メートルまでの容量最大360万立方メートル、非洪水期間にあつては、標高158・0メートルから標高183・0メートルまでの容量最大1,060万立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第15条 徳島県東部県土整備局長(以下「局長」という。)は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 徳島地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第16条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに、次に定める措置を採らなければならない。

- 一 県土整備部河川政策課、徳島地方気象台、企業局総合管理推進センターその他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。
- 三 洪水調節計画を立てること。
- 四 非洪水期間である場合においては、前号の洪水調節計画に基づき、予備放流水位を定めること。
- 五 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置を採ること。

(予備放流)

第17条 局長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第18条 局長は、次の各号に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、あらかじめ、知事の承認を得てこれによらないことができる。

- 一 流入量が毎秒500立方メートルに達した後最大に達するまでは、毎秒 $\{(流入量 - 500) \times 0.35 + 500\}$ 立方メートルを限度として、放流すること。
- 二 流入量が最大に達した後は、毎秒 $\{(最大流入量 - 500) \times 0.35 + 500\}$ 立方メートルを限度として、流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。
- 三 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、流入量が毎秒500立方メートルを下らず、かつ、水位が制限水位に低下するまでの間に流入量が再び増加したときは、流入量が次条の規定による放流量と等しくなったときから毎秒 $\{(当該等しくなったときの放流量 - 500) \div 0.35 + 500\}$ 立方メートルに等しくなるまで、当該等しくなったときの放流量に等しい流水を放流すること。
- 四 流入量が前号に規定する毎秒 $\{(当該等しくなったときの放流量 - 500) \div 0.35 + 500\}$ 立方メー

トルに等しくなったときから以後は、第一号から前号までの規定を準用して放流すること。
(洪水調節等の後における水位の低下)

第19条 局長は、前条の規定により洪水調節を行つた後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行つた後において、水位が洪水期間にあつては制限水位、非洪水期間にあつては常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、濁水対策上特に必要があると認める場合においては、利水に支障を与えない範囲で、制限水位以下に水位を低下させることができるものとする。

(洪水に達しない流水の調節)

第20条 局長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第21条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第22条 局長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第23条 ダムによつて貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に限り、放流することができる。

- 一 水位がサーチャージ水位を超えるとき。
- 二 水位が常時満水位を超えるとき。
- 三 非洪水期間から洪水期間に移るに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- 四 洪水期間において水位が制限水位を超えるとき。
- 五 第17条の規定により水位を予備放流水位に低下させるとき。
- 六 第18条の規定により洪水調節を行うとき。
- 七 第19条の規定により洪水調節等の後における水位の低下をさせるとき。
- 八 第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- 九 第26条の規定により流水の正常な機能の維持のため必要があるとき。
- 十 第27条の規定により工業用水の供給を行うとき。
- 十一 第35条の規定によりゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 十二 その他特にやむを得ない理由があるとき。

(放流の原則)

第24条 局長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第25条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる流量から勝浦発電所(以下「発電所」という。)の使用水量(毎秒10・0立方メートル以内)を控除して得た流量を超えないようにしなければならない。

- 一 第23条第一号、第二号、第四号又は第八号に該当する場合においては、流入量に相当する流量
- 二 第23条第三号、第五号又は第十一号に該当する場合においては、毎秒300立方メートル。ただし、同条第5号に該当する場合において特にやむを得ないと認めるときは、毎秒500立方メートル
- 三 第23条第六号、第七号、第九号又は第十号に該当する場合においては、それぞれ第18条、第19条、第26条又は第27条の規定により放流する流量
- 四 第23条第十二号に該当する場合においては、必要最小限度の流量

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第26条 局長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合においては、次の各号に掲げる期間に応じて、それぞれ当該各号に定める流量を知事が別に定める地点で確保できるよう、必要な流量をダムから放流しなければならない。

- 一 1月1日から4月30日まで及び10月1日から12月31日まで 毎秒1・00立方メートル
- 二 5月1日から5月31日まで 毎秒2・70立方メートル
- 三 6月1日から6月15日まで 毎秒4・40立方メートル
- 四 6月16日から9月30日まで 毎秒3・43立方メートル

(工業用水の供給のための放流)

第27条 局長は、工業用水の供給のため必要があると認める場合においては、毎秒0・8立方メートルの流量を知事が別に定める地点で確保できるよう、必要な流量をダムから放流しなければならない。

(放流量等の決定)

第28条 局長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、発電所の使用水量を確認して、放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 局長は、前項の規定による決定をしようとする場合においては、第18条の規定により洪水調節を行う場合、第19条の規定により洪水調節等の後における水位の低下をさせる場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、あらかじめ、企業局総合管理推進センター所長の意見を聴かなければならない。

(放流に関する通知等)

第29条 局長は、ダムによつて貯留された流水を放流することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第32条の規定に準じて、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を採らなければならない。

2 知事は、前項の規定により通知すべき関係機関及び周知する方法をあらかじめ定めておくものとする。

第6章 ゲート及び低水管理用バルブの操作

(ゲートの操作の方法)

第30条 ゲートの操作によるダムからの放流は、コンジットゲートの操作によつて行うのを原則とし、これによつて所要の放流ができないときは、クレストゲートの操作によつて行うものとする。

(コンジットゲート及びコンジット予備ゲートの操作)

第31条 コンジットゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

一 第23条の規定によりダムから放流を行うため必要があるとき。

二 第35条の規定によりコンジットゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

2 コンジット予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

一 第35条の規定によりコンジットゲート又はコンジット予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

二 その他必要があるとき。

(クレストゲートの操作)

第32条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

一 第23条の規定によりダムから放流を行うため必要があるとき。

二 第35条の規定によりクレストゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(低水管理用バルブ等の操作)

第33条 低水管理用バルブ及びその予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

一 第23条の規定によりダムから放流を行うため必要があるとき。

二 第35条の規定により低水管理用バルブ又はその予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

三 その他必要があるとき。

(表面取水ゲートの操作)

第34条 表面取水ゲートは、常に一定の水深を保つよう操作するものとする。ただし、水象等の状況により必要があると認める場合及び次条の規定により点検又は整備を行う場合においては、これによらないことができる。

第7章 点検、整備等

(点検及び整備)

第35条 局長は、次に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、点検及び整備を行わなければならない。

一 ダム本体

二 ゲート及び低水管理用バルブ(以下「ゲート等」という。)

三 ゲート等を操作するため必要な機械及び器具

四 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備

五 監視のため必要な船舶

六 警報のため必要な車両

七 前各号に掲げるものの操作のため必要な資材

2 局長は、ゲート等及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第36条 局長は、別表の上欄に掲げる事項に関し、それぞれ同表の相当下欄に掲げる項目について調査又は測定を行わなければならない。

第8章 記録等

(ゲート等の操作記録)

第37条 局長は、第17条及び第19条の規定により放流を行つたとき、第18条の規定により洪水調節を行つたとき並びに第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- 一 気象及び水象の状況
- 二 ゲート等の操作の理由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度、ゲート等の操作による放流量並びに水位の変動の状況
- 三 ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況
- 四 放流に伴う警報及び連絡に関する事項
- 五 その他特記すべき事項

2 局長は、前項に規定する場合を除き、第31条第1項各号及び第2項各号、第32条各号並びに第33条各号の一に該当する場合においてゲート等を操作したときは、その状況を前項に準じて記録しておかなければならない。

(調査結果等の記録)

第38条 局長は、第35条の規定により点検及び整備を行つた結果並びに第36条の規定により調査又は測定を行つた結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第39条 局長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(報告事項)

第40条 局長は、次の各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- 一 第18条の規定により洪水調節を行つたときの状況
- 二 その他必要な事項

第9章 雑則

(細則への委任)

第41条 この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 正木ダム工事中操作規則(昭和52年徳島県規則第40号)は、廃止する。

附 則(昭和57年規則第30号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成13年規則第38号)抄
- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成15年規則第39号)
- この規則は、公布の日から施行する
附 則(平成20年規則第33号)抄
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する
附 則(平成21年規則第33号)抄
- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する
附 則(平成22年規則第26号)抄
- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則(平成24年規則第34号)抄
- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附 則(平成25年規則第33号)抄
- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成26年規則第46号)抄
- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
附 則(平成27年規則第34号)抄
- 1 この規則は、平成27年5月1日から施行する。
附 則(平成29年規則第33号)抄
- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
附 則(平成30年規則第28号)抄
- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
附 則(平成31年規則第43号)
- この規則は、平成31年5月1日から施行する。

別表(第36条関係)

事 項	項 目
気 象	天気 気湿 風向 風速 降水量 蒸発量 気圧 温度 風速 風量
貯 水 池	水流 放水 取水 堆水 入流水 位置 流量 水量 温砂 質
ダ ム	揚た 漏 圧わ 水 力み 量
効 果	洪水 かん 工業 発電 調節 が用 い水 電

4 池田ダムに関する施設管理規程

昭和 50 年 3 月 20 日 水公規程昭和 50 年第 20 号
〔沿革〕 昭和 58 年 8 月 29 日 水公規程昭和 58 年第 33 号 一部改正
平成 11 年 9 月 24 日 水公規程平成 11 年第 39 号 一部改正
平成 14 年 2 月 28 日 水公規程平成 14 年第 6 号 一部改正
平成 30 年 12 月 25 日 水機規程平成 30 年度第 17 号 一部改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 貯水池の水位等（第 5 条－第 12 条）
- 第 3 章 貯水池の用途別利用（第 13 条－第 15 条）
- 第 4 章 洪水調節等（第 16 条－第 22 条）
- 第 5 章 貯留された流水の放流（第 23 条－第 29 条）
- 第 6 章 点検及び整備等（第 30 条－第 32 条）
- 第 7 章 管理に要する費用（第 33 条）
- 第 8 章 雑則（第 34 条）
- 附則

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 この規程は、独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号。以下「機構法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が池田ダム建設事業により生じた施設（以下「池田ダム」という。）の管理を行うために必要な事項を定めるものとする。

（管理を行うべき施設）

第 2 条 機構が管理を行うべき施設は、別表に掲げるものとする。

（管理の目的）

第 3 条 池田ダムの管理は、洪水調節、吉野川の流水の正常な機能の維持並びに吉野川北岸用水及び香川用水の取水を可能ならしめることをその目的とする。

（発電との関係）

第 4 条 機構は、池田ダムの管理を実施するに当たっては、池田ダムにより発電事業を行う四国電力株式会社と協議して、発電に係る部分の管理の委託を受け、その円滑な実施を図るものとする。

第 2 章 貯水池の水位等

（洪水）

第 5 条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒 5,000 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（かんがい期及び非かんがい期）

第 6 条 かんがい期及び非かんがい期は、次の各号に掲げる期間とする。

- 一 かんがい期 4 月 16 日から 10 月 10 日までの期間
- 二 非かんがい期 10 月 11 日から翌年 4 月 15 日までの期間

（貯水位）

第7条 貯水池の水位（以下「貯水位」という。）は、ダム本体又はダム貯水池に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第8条 貯水池の常時満水位は、標高 88.1 メートルとし、第 19 条の規定により洪水調節を行う場合及び第 21 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、貯水位をこれより上昇させてはならない。

（サーチャージ水位）

第9条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 90.7 メートルとし、第 19 条第 1 項本文の規定により洪水調節を行う場合及び第 21 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、貯水位をこれより上昇させてはならない。

（取水のための貯水位）

第 10 条 吉野川北岸用水及び香川用水の取水を可能ならしめるための貯水位は、標高 87.5 メートル以上とする。

第 11 条 削除

（予備放流水位の最低限度）

第 12 条 予備放流水位の最低限度は、標高 87.5 メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

（洪水調節等のための利用）

第 13 条 洪水調節は、標高 87.5 メートルから標高 90.7 メートルまでの容量最大 4,400,000 立方メートルを利用して、必要に応じ予備放流により貯水位を低下させて行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、標高 88.1 メートルから標高 90.7 メートルまでの容量最大 3,600,000 立方メートルを利用して行うものとする。

（吉野川の流水の正常な機能の維持のための利用）

第 14 条 吉野川の流水の正常な機能の維持は、早明浦ダムの操作と併せて標高 87.5 メートルから標高 88.1 メートルまでの容量最大 800,000 立方メートルを利用して行うものとする。

（発電のための利用）

第 15 条 発電は、第 10 条の規定による吉野川北岸用水及び香川用水の取水のための貯水位の確保並びに第 13 条第 1 項の規定による洪水調節及び前条の規定による吉野川の流水の正常な機能の維持のための利用に支障を与えない範囲内で、標高 87.5 メートルから標高 88.1 メートルまでの容量最大 800,000 立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第 16 条 池田総合管理所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 徳島地方気象台から三好市、松山地方気象台から新居浜市若しくは四国中央市又は高知地方気象台から南国市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村若しくは他の町の降雨に関する注意報又は警報が発せられ、細則で定めるところにより洪水

の発生が予想されるとき。

二 国土交通省吉野川ダム統合管理事務所長（以下「統管所長」という。）から指示があったとき。

三 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、第 21 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

（洪水警戒体制時における措置）

第 17 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次の各号に定める措置を執らなければならない。

一 関西・吉野川支社吉野川本部、国土交通省吉野川ダム統合管理事務所、国土交通省徳島河川国道事務所、四国電力株式会社徳島支店技術部その他の細則に定める関係機関との連絡並びに水象及び気象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備発電設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

（予備放流）

第 18 条 所長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認める場合には予備放流水位を定め、貯水位が当該予備放流水位を超えているときは、貯水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ毎秒 5,000 立方メートルを限度として放流を行うものとする。

（洪水調節）

第 19 条 所長は、次の各号に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、水象、気象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

一 流入量が毎秒 5,000 立方メートルに達した時から流入量が最大に達するまでの間における放流量が最大流入量から最大毎秒 200 立方メートルを控除した量に等しくなる時まで、流入量を超えない量の流水を放流すること。

二 前号の規定による放流量が最大流入量から最大毎秒 200 立方メートルを控除した量に達した後は、当該量の流水を、流入量が当該量に等しくなる時まで放流すること。

2 所長は、統管所長から洪水調節について指示があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該指示に従って洪水調節を行わなければならない。

（洪水調節等の後における貯水位の低下）

第 20 条 所長は、前条第 1 項本文若しくは第 2 項の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、貯水位が常時満水位を超えている場合は、速やかに、貯水位を常時満水位に低下させるため、次の各号のいずれかに定める水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、水象、気象その他の状況により特に必要があると認める場合には、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

一 洪水調整を行った後にあつては、前条第 1 項本文又は第 2 項に定める方法による操作中における放流量のうち最大の水量

二 洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては、毎秒 5,000 立方メートルの水量

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による放流について準用する。

（洪水に達しない流水の調節）

第 21 条 所長は、水象、気象その他の状況により必要があると認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

2 第 19 条第 2 項の規定は、前項の規定による調節について準用する。

(洪水警戒体制の解除)

第 22 条 所長は、細則で定めるところにより、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第 23 条 ダムによって貯留された流水は、第 18 条から第 21 条まで及び第 26 条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流することができる。

- 一 貯水位が常時満水位を超えるとき。
- 二 第 30 条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 三 統管所長から指示があったとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号に該当する場合の放流量は、第 1 号に該当する場合にあっては流入量に相当する量、第 2 号から第 4 号に該当する場合にあっては毎秒 500 立方メートルを超えてはならない。

(放流の原則)

第 24 条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより、放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第 25 条 ダムから放流を行う場合の放流量は、第 18 条から第 20 条まで、第 23 条及び第 26 条の規定による場合にあっては当該規定に定める量、第 21 条の規定による場合にあっては流入量に相当する量から、それぞれ魚梯流量及び四国電力株式会社池田発電所（以下「発電所」という。）の使用水量を控除した量を超えてはならない。

(吉野川の流水の正常な機能の維持のための放流)

第 26 条 所長は、吉野川の流水の正常な機能の維持のために必要な流量として、かんがい期にあっては次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に掲げる流量、非かんがい期にあっては毎秒 15.0 立方メートルを放流しなければならない。

- 一 4 月 16 日から 4 月 30 日までの期間 毎秒 20.331 立方メートル
- 二 5 月 1 日から 5 月 5 日までの期間 毎秒 25.558 立方メートル
- 三 5 月 6 日から 5 月 20 日までの期間 毎秒 26.178 立方メートル
- 四 5 月 21 日から 5 月 31 日までの期間 毎秒 36.180 立方メートル
- 五 6 月 1 日から 6 月 20 日までの期間 毎秒 36.346 立方メートル
- 六 6 月 21 日から 6 月 30 日までの期間 毎秒 38.035 立方メートル
- 七 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 毎秒 42.025 立方メートル
- 八 8 月 1 日から 8 月 15 日までの期間 毎秒 43.000 立方メートル
- 九 8 月 16 日から 8 月 31 日までの期間 毎秒 41.932 立方メートル
- 十 9 月 1 日から 9 月 10 日までの期間 毎秒 37.450 立方メートル
- 十一 9 月 11 日から 9 月 20 日までの期間 毎秒 30.184 立方メートル
- 十二 9 月 21 日から 9 月 30 日までの期間 毎秒 28.392 立方メートル
- 十三 10 月 1 日から 10 月 10 日までの期間 毎秒 20.000 立方メートル

2 前項の規定にかかわらず、所長は、貯水池からダム下流の既得水利のための取水が行われている場合においては、前項に規定する流量から当該取水量を控除した流量を

放流しなければならない。

- 3 第1項の規定による放流は、統管所長から指示又は必要な情報の提供を受けて行うものとする。

(放流量等の決定)

第27条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、吉野川北岸用水及び香川用水の取水量並びに発電所の使用水量を確認して放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

- 2 所長は、前項の決定をしようとする場合においては、第19条の規定により洪水調節を行う場合、第20条の規定により洪水調節等の後に貯水位を低下させる場合及び第21条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、あらかじめ、発電所の長の意見を聴かなければならない。

(放流に関する通知等)

第28条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第29条 ダムから放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第6章 点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第30条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を、細則で定めるところにより行わなければならない。

(観測)

第31条 所長は、ダムを操作するため必要な水象及び気象の観測を、細則で定めるところにより行わなければならない。

(記録)

第32条 所長は、ゲートを操作し、第30条の規定による計測、点検及び整備又は前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 管理に要する費用

(管理に要する費用)

第33条 機構は、洪水調節、吉野川の流水の正常な機能の維持及び吉野川北岸用水に係る費用として、管理に要する費用の額からダムに係る固定資産税等の納付に要する費用の額（以下「固定資産税等納付額」という。）及び第5項の規定により四国電力株式会社から受ける受託金の額を控除した額（以下「管理費用の額」という。）に1,000分の679.1を乗じて得た額の交付金の交付を、機構法第22条第1項及びこれに基づく政令の規定により、国から受けるものとする。

- 2 機構は、香川用水のうちかんがい用水に係る費用として、管理費用の額に1,000分の161.0を乗じて得た額の交付金の交付を、機構法第22条第1項及びこれに基づく政令の規定により、国から受けるものとする。
- 3 機構は、香川用水のうち水道用水に係る費用として、次のイ及びロに掲げる額を合算した額の負担金を、機構法第25条第1項及びこれに基づく政令の規定により、香

川県広域水道企業団に負担させるものとする。

イ 管理費用の額に 1,000 分の 137.5 を乗じて得た額

ロ 固定資産税等納付額に 1,000 分の 860.0 を乗じて得た額

- 4 機構は、香川用水のうち工業用水に係る費用として、次のイ及びロに掲げる額を合算した額の負担金を、機構法第 25 条第 1 項及びこれに基づく政令の規定により、川県広域水道企業団に負担させるものとする。

イ 管理費用の額に 1,000 分の 22.4 を乗じて得た額

ロ 固定資産税等納付額に 1,000 分の 140.0 を乗じて得た額

- 5 機構は、発電に係る費用として、管理に要する費用の額から固定資産税等納付額を控除した額に四国電力株式会社と協議して定める割合を乗じて得た額の受託金を同会社から受けるものとし、その割合は、池田ダムの建設に要した費用に係る同会社の負担割合に準ずるものとする。

第 8 章 雑則

(細則)

- 第 34 条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、昭和 58 年 9 月 21 日から実施する。

附 則

この規程は、平成 11 年 11 月 18 日から実施する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 池田ダム操作規則（水公規程昭和 50 年第 24 号）は、廃止する。

別表（第2条関係）

管理を行うべき施設

名 称 池田ダム

右 岸 徳島県三好市池田町ウエノ

左 岸 徳島県三好市池田町西山

区 分	概 要
1 ダム本体	型 式 直線重力式コンクリートダム 高 さ 24.0m 堤頂標高 94.5m 堤 体 積 52,000 m ³ 堤 頂 長 247.0m 堰 柱 幅 3.5m
2 放流設備	ローラゲート 型 式 鋼製ローラゲート Ⅰ 型 8.70m×15.00m×2門 Ⅱ 型 13.70m×15.00m×7門 設計水深 Ⅰ 型 8.7m Ⅱ 型 13.7m 最大放流量 17,000 m ³
3 魚 梯	右岸1箇所 型 式 鋼製ローラゲート 設計水深 1.6m 越流水深 最大 0.3m
4 管理用道路	左岸上流ダム取付道路 4.5m（幅員）×130m（延長） 左岸下流ダム取付道路 5.0m（幅員）×160m（延長） 右岸上流ダム取付道路 5.0m（幅員）×460m（延長）
5 貯 水 池	湛水区域の面積 1.4 km ²
6 操作設備等	施設の操作に必要な設備、機械器具、通信設備等

5 福井ダム操作規則

平成7年6月22日
徳島県規則第52号

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	貯水池の水位等(第3条—第6条)
第3章	貯水池の用途別利用(第7条・第8条)
第4章	洪水調節等(第9条—第13条)
第5章	貯留された流水の放流(第14条—第18条)
第6章	点検、整備等(第19条—第21条)
第7章	雑則(第22条)
附則	

第1章 総則 (通則)

第1条 福井ダムの操作については、この規則の定めるところによる。
(ダムの用途)

第2条 福井ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等 (洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒70立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位)

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。
(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高43.5メートルとする。
(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高56.5メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用 (洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高43.5メートルから標高56.5メートルまでの容量340万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高39.0メートルから標高43.5メートルまでの容量60万立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等 (洪水警戒体制)

第9条 徳島県南部総合県民局長(以下「局長」という。)は、徳島地方気象台から降雨に関する警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 局長は、洪水が予想されるとき(前項の場合を除く。)は、細則で定めるところにより洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第10条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 県土整備部河川政策課、徳島地方気象台その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置

(洪水調節等)

第11条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第12条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合等)

第14条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流を行うことができる。

一 第19条の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則で定めるとき。

2 前項の規定による放流を行う場合の放流量の限度は、毎秒3.9立方メートルとする。

(放流の原則)

第15条 局長は、放流管から放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第16条 局長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合においては、別表に掲げる水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第17条 局長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(バルブの操作)

第18条 放流管から放流を行う場合のバルブの操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第19条 局長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 局長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

(観測)

第20条 局長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第21条 局長は、バルブを操作し、第19条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑則

(細則への委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第38号)抄

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第60号)抄

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第33号)抄

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第26号)抄

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第34号)抄

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第33号)抄

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第46号)抄

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第34号)抄

1 この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第33号)抄

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
附 則(平成30年規則第28号)抄
- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第16条関係)

期 間	ダム地点放流量	大西地点流量
4月21日から4月25日まで	毎秒0.290立方メートル	毎秒0.130立方メートル
4月26日から4月30日まで	0.447	0.130
5月 1日から5月 5日まで	0.407	0.311
5月 6日から5月10日まで	0.407	0.455
5月11日から8月31日まで	0.407	0.419
9月 1日から翌年4月20日まで	0.093	0.130

6 旧吉野川河口堰等に関する操作規則

昭和51年6月23日 水公規程昭和51年第33号

平成14年3月29日 水公規程第22号改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 ゲートの操作（第6条～第11条）
- 第3章 洪水警戒体制等（第12条～第14条）
- 第4章 点検、整備等（第15条・第16条）
- 第5章 記録等（第17条～第19条）
- 第6章 雑則（第20条）
- 附則

第1章 総則

（通則）

第1条 旧吉野川河口堰及び今切川河口堰の操作については、この操作規則の定めるところによる。

（施設の用途）

第2条 旧吉野川河口堰及び今切川河口堰は、洪水の疎通機能を確保すること並びに海水の遡上を防止することにより、従前の農業用水の取水等流水の正常な機能を維持すること並びに水道用水及び工業用水の取水を可能ならしめることをその用途とする。

（操作に関する基本事項）

第3条 旧吉野川河口堰及び今切川河口堰の操作は、河川流量及び堰下流部の潮位の状況に応じ、洪水の安全な流下を図り、海水の遡上を防止し、及び堰上流部の水位を調節することにより取水の安定を図るように行うものとする。

2 前項の操作に当たっては、堰上流部の排水に十分配慮するものとする。

（水位の測定）

第4条 旧吉野川河口堰の堰上流部及び堰下流部の水位は、それぞれ旧吉野川河口堰の第1号水位計及び第2号水位計により、今切川河口堰の堰上流部及び堰下流部の水位は、それぞれ今切川河口堰の第1号水位計及び第2号水位計により測定するものとする。

（危害防止のための通知等）

第5条 旧吉野川河口堰管理所長（以下「所長」という。）は、施設を操作することによって流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

第2章 ゲートの操作

（海水の遡上の防止の操作）

第6条 所長は、従前の農業用水の取水等流水の正常な機能を維持し、並びに水道用水及び工業用水の取水を可能ならしめるため、海水の遡上を防止する操作を行うものとする。

（水位保持及び内水排除の操作）

第7条 所長は、従前の農業用水の取水等流水の正常な機能を維持するため、次の各号に定めるところにより、ゲートの操作を行うものとする。

- 一 毎年3月1日から9月末日までの間においては、原則として、5日間を周期とし、このうち3日間は、従前の農業用水の取水等が可能となるように堰上流部の水位をおおむね一定に保つ操作を行い、2日間は、内水排除が可能となるように、堰上流部の水位を低下させる操作を行うこと。
- 二 毎年10月1日から翌年2月末日までの間においては、内水排除が可能となるように、堰上流部の水位を低下させる操作を行うこと。

（操作の方法）

第8条 第6条の規定による操作は、堰下流部の水位が堰上流部の水位より高い場合において、すべてのゲートを全閉しておくことにより行うものとする。

2 前条第一号の規定による堰上流部の水位を保つための操作は、堰上流部の水位をおおむねT.P. +0.7メートルに保つように、調節ゲート及び制水ゲートを開閉することにより行うものとする。ただし、堰下流部の水位がT.P. +0.7メートルより高くなるものと予想される場合において、堰上流部の水位を一定に保つことが困難となると認められるときは、堰上流部の水位をおおむねT.P. +0.7メートルとなるようにするため、あらかじめ、堰上流部の水位を低下させることができる。

3 前条第一号の規定による堰上流部の水位を低下させる操作及び同条第二号の規定による操作は、堰下流部の水位が堰上流部の水位より低くなった場合において、調節ゲート及び制水ゲートを開くことにより行うものとする。

（除塩操作）

第9条 所長は、第7条に定めるもののほか、遡上した海水を除去して流水の正常な機能を維持するため必要があると認められるときは、除塩操作を行うものとする。

2 前項の除塩操作は、調節下段ゲート及び制水ゲートを操作することにより行うものとする。
(洪水の疎通機能の確保)

第10条 所長は、第6条から前条までの規定にかかわらず、洪水の疎通機能を確保する必要があると認められるときは、すべての制水ゲート及び調節ゲートを全開しなければならない。

2 所長は、前項の操作をしようとするときは、堰下流部に急激な水位の変動を生じないように配慮するものとする。

(開門ゲート等の操作)

第11条 開門ゲート及び魚道ゲートの操作については、別に定めるところによる。

第3章 洪水警戒体制等

(洪水警戒体制)

第12条 所長は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 徳島地方気象台から徳島県徳島・鳴門地方又は徳島県美馬北部・阿北地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

一 別表第1に掲げる関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の整備状況の確認その他堰の操作に関し必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第4章 点検、整備等

(点検及び整備)

第15条 所長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、点検及び整備を行わなければならない。

一 旧吉野川河口堰

二 今切川河口堰

三 旧吉野川河口堰及び今切川河口堰を操作するために必要な機械及び器具

四 警報、通信連絡、観測等のために必要な設備

五 監視等のために必要な船舶及び車両

六 前各号に掲げるものの管理のために必要な資材

2 所長は、前項に規定するもののほか、ゲート、予備電源設備等を常に良好な状態に保つため、適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第16条 所長は、別表第2の左欄に掲げる事項に関し、同表の右欄に掲げる項目について調査又は測定を行わなければならない。

第5章 記録等

(ゲートの操作の記録)

第17条 所長は、ゲート（開門ゲートを除く。以下この条において同じ。）を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。

一 気象及び水象の状況

二 ゲートの操作の事由、操作したゲートの名称、ゲートの操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量並びに堰上流部及び堰下流部における水位の変動

三 第5条の規定による危害防止のための通知等に関する事項

四 その他特記すべき事項

(点検、整備等の記録)

第18条 所長は、第15条の規定による点検及び整備の結果並びに第16条の規定による調査又は測定の結果を記録しておかななければならない。

(管理年報の作成)

第19条 所長は、堰の管理に関し必要な事項について、管理年報を作成しなければならない。

第6章 雑則

(細則)

第 20 条 この操作規則を実施するために必要な細則は、別に定める。

附則

この規程は、昭和 5 1 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この規程は、平成 1 4 年 4 月 1 日から実施する。

別表第 1（第 13 条関係）

洪水警戒体制をとったときに連絡すべき関係機関

区 分	関 係 機 関
水 資 源 開 発 公 団	吉 野 川 開 発 局
国 土 交 通 省	徳 島 工 事 事 務 所
徳 島 県	徳 島 土 木 事 務 所
	鳴 門 土 木 事 務 所
	宮 川 内 ダ ム 管 理 所
	徳 島 市 役 所
	北 島 町 役 場
	松 茂 町 役 場
	鳴 門 市 役 所

別表第 2（第 16 条関係）

調査又は測定項目

事 項	項 目
気 象	天 気 風 向 風 速 風 量 降 水 量
水 象	堰 上 流 部 及 び 堰 下 流 部 の 水 位 堰 流 量 大 寺 橋 水 位 第 十 樋 門 に お け る 水 位 及 び 流 量 塩 素 イ オ ン 濃 度 水 質
堰 本 体	沈 下 量 変 位 量
そ の 他	堰 上 流 部 及 び 堰 下 流 部 の 深 浅 測 量

7 川口ダム操作規程

昭和四十五年八月十一日

徳島県企業管理規程第十一号

[川口ダム操作規程](#)を次のように定める。

川口ダム操作規程

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 ダム及び貯水池の管理の原則

第一節 流水の貯留及び放流の方法(第九条—第十二条)

第二節 放流の際にとるべき措置等(第十三条—第十八条)

第三章 洪水に対する措置に関する特則(第十九条—第二十一条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規程は、川口ダム(以下「ダム」という。)の操作の方法のほか、ダム及び川口貯水池(以下「貯水池」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第二条 総合管理推進センターに、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。)第五十条第一項に規定する管理主任技術者一人を置く。

2 [前項](#)の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行なわなければならない。

(昭五六企管規程九・平一二企管規程四・平三一企管規程一〇・一部改正)

(ダム及び貯水池の諸元等)

第三条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

一 ダム

イ 高さ 三十メートル

ロ 堤頂の標高 九十七メートル

ハ 越流頂の標高 八十一・四メートル

ニ 洪水吐ゲート

(1) 個々のゲートの規模及び数 高さ十三・八メートルで幅十三メートルのもの六門

(2) 個々のゲートの開閉の速さ 一分につき〇・三メートル

ホ 計画洪水流量 毎秒八千立方メートル

二 貯水池

イ 直接集水地域の面積 六百十六・七平方キロメートル

(間接集水地域の面積 四十・六平方キロメートル)

ロ 湛水区域の面積 〇・八七平方キロメートル

ハ 最大背水距離 六・九キロメートル

ニ 計画洪水位 標高九十五メートル

(水位計による表示一・五メートル)

ホ 常時満水位 標高九十五メートル

(水位計による表示一・五メートル)

ヘ 予備放流水位 標高九十四メートル

(水位計による表示〇・五メートル)

ト 最低水位 標高九十三・五メートル
チ 有効貯水容量 九十五万立方メートル

三 最大使用水量 毎秒七十立方メートル

(洪水及び洪水時)

第四条 この規程において、「洪水」とは、貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒六百立方メートル以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生している時間をいう。

(洪水警戒時)

第五条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として大雨警報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれが大きいと認められるに至った時から、洪水時に至るまで、又は洪水時に至ることがなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。

(平六企管規程一一・一部改正)

(予備警戒時)

第六条 この規程において、「予備警戒時」とは、[前条](#)の予報区を対象として大雨注意報が行なわれ、その他洪水

が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで、又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(平六企管規程一一・一部改正)

(貯水位の算定方法)

第七条 貯水池の水位(以下「貯水位」という。)は、川口貯水池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第八条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と当該一定の時間における貯水池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 [前項](#)の貯水量の増分は、[同項](#)の一定の時間が始まる時及びこれが終る時における貯水位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図第一により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

第二章 ダム及び貯水池の管理の原則

第一節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第九条 貯水池における流水の貯留は、常時満水位をこえてしてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第十条 ダムの洪水吐からの放流(以下「ダム放流」という。)は、[次の各号](#)の一に該当する場合に限り、することができるものとする。

一 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。

二 [前条](#)の規定を守るため必要があるとき。

三 [第十九条第二項](#)、[第二十条第一項第二号](#)及び[第二項](#)並びに[第二十一条第一号](#)の規定により貯水池から放流するとき。

四 ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。

五 その他やむを得ない必要があるとき。

(令二企管規程六・一部改正)

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第十一条 貯水池からの放流は、[第二十一条第一号](#)の規定によってする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように、別図第二に定めるところによってしなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、貯水池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲートの操作の方法)

第十二条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート(以下この条において「ゲート」という。)は、左岸に最も近いものから右岸に向かって順次「第一号ゲート」、「第二号ゲート」、「第三号ゲート」、「第四号ゲート」、「第五号ゲート」及び「第六号ゲート」という。

- 2 ダム放流をする場合においては、原則として、ゲートを次の順序によって開き、第一号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

第五号ゲート

第四号ゲート

第六号ゲート

第二号ゲート

第三号ゲート

第一号ゲート

- 3 前項の場合におけるゲートの一回の開閉の動きは、〇・五メートルをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、第九条の規定を守るためやむを得ないと認められるとき、及び漂流物等によりゲート操作に支障をきたすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 4 一のゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該一のゲートの動きが止んだ時から少なくとも十秒を経過した後でなければ当該他のゲートを始動させてはならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、流入量が急激に増減している場合においては、一のゲートの開閉を開始したときから十秒以上経過した後には他のゲートを始動させることができるものとする。
- 6 ゲートは、ダム放流、浮塵を流下させるための決遮板の操作又はゲートの点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

(令元企管規程一・一部改正)

第二節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第十三条 法第四十八条の規定による通知は、ダム放流(ダム放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において同じ。)の開始の少なくとも一時間前に、別表第一(一)欄及び(二)欄(貯水池からの最大放流量が毎秒百二十立方メートル未満のときは、同表(一)欄に定めるところにより行うものとする。

- 2 前項の通知をするときは、四国地方整備局長に対しても別表第一(三)欄に定めるところにより、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号。以下「令」という。)第三十一条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。
- 3 川口発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前二項の規定の例により通知しなければならない。

(昭五六企管規程九・平一三企管規程七・一部改正)

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第十四条 法第四十八条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から阿南市那賀川町中島地点まで(貯水池からの最大放流量が毎秒百二十立方メートル未満のときは、ダム地点から那賀郡那賀町田野地点まで)の那賀川の区間についてとるものとする。

- 2 令第三十一条の規定による警告は、別表第二に掲げるサイレン及び警報車の拡声器により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。
 - 一 サイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始時の約三十分前に、ダム地点に設置されたサイレンを一分間吹鳴し、以下順次、別表第二に掲げる警報所からサイレン又は疑似音により行うものとする。

- 二 警報車の拡声器による警告にあつては、[前項](#)の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における那賀川の水位の上昇が開始されると認められる時の約十五分以前
- 3 川口発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、[前二項](#)の規定の例により警告しなければならない。

(平一八企管規程三・全改、令元企管規程一・一部改正)

(ダムの操作に関する記録の作成)

第十五条 ダムの洪水吐ゲートを操作した場合においては、[次の各号](#)に掲げる事項(その開閉がダム放流を伴わなかつたときは、[第一号](#)及び[第二号](#)に掲げる事項)を記録しておかなければならない。

- 一 操作の理由
- 二 開閉したゲートの名称、その一回の開閉を終えた時刻及びこれを終えた時におけるその開度
- 三 ゲートの一回の開閉を終えた時における貯水位、流入量、ダム放流に係る放流量及び使用水量
- 四 ダム放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
- 五 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量
- 六 法第四十八条の規定による通知([第十三条第二項](#)の規定による通知を含む。)及び令第三十一条の規定による警告の実施状況

(観測及び測定等)

第十六条 法第四十五条の規定による観測は、[別表第三](#)に定めるところにより行なうものとする。

- 2 法第四十五条の規定により観測すべき事項のほか、[別表第四](#)に掲げる事項については、[同表](#)に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
- 3 [前項](#)のほか、[次条第一項後段](#)の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、[別表第四](#)に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。
- 4 法第四十五条及び[前二項](#)の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

(点検及び整備等)

第十七条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に、及び時宜によりその点検及び整備を行なうことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び貯水池の点検(貯水池附近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。)を行ない、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

- 2 [前項](#)の規定による点検及び整備の結果は、記録しておかなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第十八条 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、四国地方整備局長に対し、[別表第一](#)(三)欄の例により、その旨を報告しなければならない。

(昭五六企管規程九・平一三企管規程七・一部改正)

第三章 洪水に対する措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第十九条 予備警戒時においては、[次の各号](#)に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)、法第四十五条の観測施設、法第四十六条第二項の通報施設、令第三十一条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に屋外で洪水時における作業を行なうため必要な照明設備及び携帯用の電燈その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具並びに資材の点検並びに整備を行なうこと。

三 気象官署が行なう気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

四 四国地方整備局長及び徳島県知事に対し、[別表第一](#)の例により、法第四十六条第一項の規定による通報をすること。

五 河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)第二十七条の規定の例により、ダムに関する記録を作成すること。

六 その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

- 2 予備警戒時において、ダム下流河川にて氾濫等の洪水被害の発生(以下「水害」という。)が予想されるときは、[前項](#)の措置のほか、別に定める川口ダム事前放流実施要領により事前放流を行い、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めるものとする。

(平一三企管規程七・令二企管規程六・一部改正)

(洪水警戒時における措置)

第二十条 洪水警戒時においては、[前条第一号](#)から[第五号](#)までに掲げる措置のほか、[次の各号](#)に掲げる措置をとらなければならない。

一 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

二 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、[第十一条](#)の規定に適合しないこととなるときは、これに適合するため必要な最小限度において、これに適合するようにしてすること。

イ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が予備放流水位をこえているときは、次の順序により、それぞれ次に掲げる流量(貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量)の流水を貯水池から放流すること。

(1) 流入量が毎秒七十立方メートルになる時以前においては、流入量に相当する流量

(2) 流入量が毎秒七十立方メートルになった時から流入量が毎秒六百立方メートルになるまでの間においては、[第十一条](#)の規定に適合する放流量

(3) 流入量が毎秒六百立方メートルになった時以後においては、毎秒六百立方メートル

ロ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ハ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が予備放流水位を下っているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

三 その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

- 2 洪水警戒時において、水害が予想されるときは、[前項](#)の措置のほか、別に定める川口ダム事前放流実施要領により事前放流を行い、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めるものとする。

3 [第一項第二号](#)の規定は、[前項](#)の事前放流について準用する。この場合において、[同号](#)中「予備放流水位」とあるのは「川口ダム事前放流実施要領で定める目標水位」と読み替えるものとする。

(令二企管規程六・一部改正)

(洪水時における措置)

第二十一条 洪水時においては、[第十九条第三号](#)及び[第四号](#)並びに[前条第一号](#)に掲げる措置のほか、[次の各号](#)に掲げる措置をとらなければならない。

一 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最少限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 洪水時が始まった時から、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

ロ [イ](#)に規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て、貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

ハ [ロ](#)に規定する時間が経過した時から、流入量が毎秒二百立方メートルになるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ニ [△](#)に規定する時間を経過した時以後においては、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしてしないで貯水池に流水を貯留すること。

二 法第四十九条の規定による記録の作成をすること。

三 その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 川口堰堤操作規程(昭和四十一年徳島県企業局訓令第十号)は、廃止する。

附則(昭和五六年企管規程第九号)

この規程は、公布の日から施行する。

附則(平成六年企管規程第一一号)

1 この規程は、平成六年七月十五日から施行する。

2 改正後の川口ダム操作規程は、平成六年三月二十五日から適用する。

附則(平成一二年企管規程第四号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の大京原の項中を改める部分は、平成十二年七月十一日から適用する。

附則(平成一三年企管規程第七号)

この規程は、公布の日から施行する。

附則(平成一五年企管規程第八号)

この規程は、公布の日から施行する。

附則(平成一七年企管規程第四号)

この規程は、平成十七年三月一日から施行する。

附則(平成一八年企管規程第三号)

この規程は、平成十八年三月二十日から施行する。

附則(平成一八年企管規程第八号)

この規程は、公布の日から施行する。

附則(平成二九年企管規程第八号)

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則(平成三〇年企管規程第六号)

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

附則(平成三一年企管規程第一〇号)

この規程は、平成三十一年五月一日から施行する。

附則(令和元年企管規程第一号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の川口ダム操作規程の規定は、令和元年六月一日から適用する。

附則(令和二年企管規程第四号)

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

附則(令和二年企管規程第六号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の川口ダム操作規程の規定は、令和二年七月十五日から適用する。

附則(令和三年企管規程第一三号)

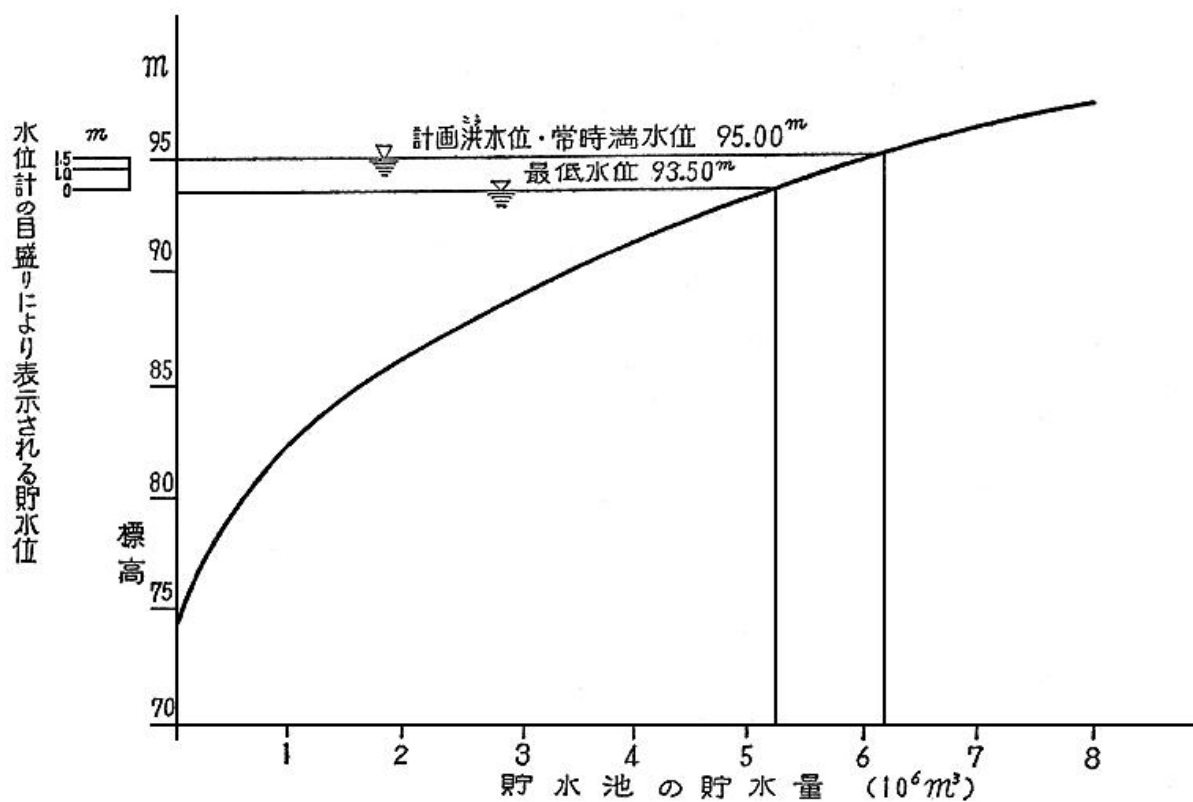
この規程は、令和三年四月一日から施行する。

附則(令和五年企管規程第八号)

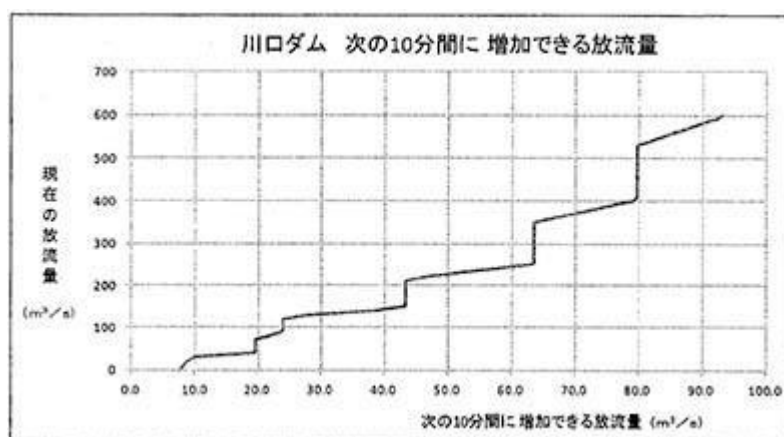
この規程は、公布の日から施行する。

附則(令和六年企管規程第三号)

この規程は、公布の日から施行する。
 附則(令和七年企管規程第一号)
 この規程は、公布の日から施行する。
 別図第1



別図第二
 (令2企管規程6・全改)



川口ダム 次の10分間に増加できる放流量
 (単位 m^3/s)

現在の放流量	次の10分間に増加できる量	現在の放流量	次の10分間に増加できる量
--------	---------------	--------	---------------

0.0	7.6	310.0	63.6
10.0	8.2	320.0	63.6
20.0	9.0	330.0	63.6
30.0	9.9	340.0	63.6
40.0	19.6	350.0	63.6
50.0	19.6	360.0	66.5
60.0	19.6	370.0	69.6
70.0	19.6	380.0	72.8
80.0	22.1	390.0	75.9
90.0	24.1	400.0	79.2
100.0	24.1	410.0	79.8
110.0	24.1	420.0	79.8
120.0	24.1	430.0	79.8
130.0	28.4	440.0	79.8
140.0	38.3	450.0	79.8
150.0	43.3	460.0	79.8
160.0	43.3	470.0	79.8
170.0	43.3	480.0	79.8
180.0	43.3	490.0	79.8
190.0	43.3	500.0	79.8
200.0	43.3	510.0	79.8
210.0	43.3	520.0	79.8
220.0	46.5	530.0	79.8
230.0	52.4	540.0	81.9
240.0	58.4	550.0	83.9

250.0	63.6	560.0	86.0
260.0	63.6	570.0	88.2
270.0	63.6	580.0	90.2
280.0	63.6	590.0	92.3
290.0	63.6	600.0	93.2
300.0	63.6		

別表第一(第十三条、第十八条、第十九条関係)

(平18企管規程3・全改、平18企管規程8・平29企管規程8・平30企管規程6・平31企管規程10・令2企管規程4・令3企管規程13・令6企管規程3・令7企管規程11・一部改正)

通知の相手方			通知の方法
名称		担当機関の名称	
(一)	徳島県知事	県土整備部河川政策課	FAX、専用電話、無線電話又は加入電話
		南部総合県民局県土整備部 那賀庁舎予防保全・管理担当	FAX、加入電話又は無線電話
	徳島県企業局長	施設基盤整備課	FAX、専用電話、無線電話又は加入電話
	総合管理推進センター所長	運転制御担当	FAX、専用電話、無線電話又は加入電話
	阿南警察署長	警備課	FAX、加入電話
	那賀町長	防災課	FAX、加入電話又は無線電話
(二)	徳島県知事	南部総合県民局県土整備部 阿南庁舎施設管理担当	FAX、加入電話又は無線電話
	阿南市長	阿南市消防署	FAX、加入電話又は無線電話
	那賀川漁業協同組合連合会		FAX、加入電話
(三)	四国地方整備局長	那賀川河川事務所管理課	FAX、加入電話

別表第二(第十四条関係)

(令5企管規程8・全改、令6企管規程3・一部改正)

警報所名	所在地	サイレンの出力(kW)	アンプの出力(W)	操作方法
○川口	那賀郡那賀町吉野字川口35	7.5	100	有線
○とうらの滝	那賀郡那賀町延野字槇谷163—6	7.5	100	無線
○朝生	那賀郡那賀町朝生字川西64—3	7.5	100	無線
○百合	那賀郡那賀町百合字松の木178	7.5	100	無線
○仁宇	那賀郡那賀町仁宇字学原甲203—1	7.5	100	無線
○和食	那賀郡那賀町和食字町144—2	—	400	無線
○田野	那賀郡那賀町和食郷字田野22—2	7.5	100	無線
大田井	阿南市大田井町松ノ岡40—2	7.5	100	無線
細野	阿南市細野町長手58—6	7.5	100	無線
大井	阿南市大井町中筋57—1	3.7	100	無線
水井	阿南市十八女町大屋156	7.5	100	無線
加茂谷	阿南市加茂町カハヤ地先	7.5	200	無線
吉井	阿南市上大野町尻谷地先	5.5	200	無線
上大野	阿南市上大野町成国地先	5.5	100	無線
桶田	阿南市下大野町渡り上り地先	5.5	100	無線
南島	阿南市上中町南島地先	5.5	100	無線
大京原	阿南市那賀川町大京原字中屋287—1地先	3.7	100	無線
中島	阿南市那賀川町赤池字堤下405	3.7	100	無線
大野	阿南市辰巳町地先	7.5	100	無線
出島	阿南市那賀川町中島地先	5.5	100	無線

備考

- 1 貯水池からの最大放流量が $120\text{m}^3/\text{S}$ 未満の場合の吹鳴箇所は、警報所名の項の○印の箇所とする。
- 2 貯水池からの最大放流量が $120\text{m}^3/\text{S}$ 以上の場合の吹鳴箇所は、全箇所とする。

別表第三(第十六条関係)

(平18企管規程3・全改、令元企管規程1・令5企管規程8・一部改正)

観測すべき事項	観測施設			観測の回数
	名称	位置	構造又は能力	
貯水位及び流入量	川口貯水池	(川口ダム) 徳島県那賀郡那賀町 吉野字川口35番地先	主：圧力式水位計 副：フロート式水位計	1時間ごと(洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時においては、30分ごと)
水位及び流量	花瀬水位観測所	徳島県那賀郡那賀町 花瀬字花瀬84番地先	圧力式水位計	1時間ごと(洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時においては、30分ごと)
降水量	川口ダム雨量観測所	(川口ダム) 徳島県那賀郡那賀町 吉野字イヤ谷72-1	転倒ます式雨量計	1時間ごと(洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時においては、30分ごと)

別表第四(第十六条関係)

(昭56企管規程9・全改)

観測又は測定すべき事項		観測又は測定の回数	摘要
気象	ダム地点における天気、気温、相対湿度、風向及び風速	毎日	相対湿度(気圧)の測定は、出水時適宜
水象	使用水量及び貯水池の表面付近の水温	毎日	
ダムの状況	漏水量及び水温	毎旬	
堆砂量	貯水池の堆砂量		

8 夏子ダム管理規程

目次

第1章 総則(第1条～第8条)

第2章 ダム等の管理の原則

第1節 ダムからの放流等の方法(第9条～第12条)

第2節 ダム放流の際にとるべき措置等(第13条～第19条)

第3章 洪水時における措置に関する特則(第20条～第21条)

第4章 取水施設の管理(第22条～第24条)

第5章 記録等(第25条～第26条)

第6章 雑則(第27条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、夏子ダム(以下「ダム」という。)の操作方法のほか、ダム及び夏子貯水池(以下「貯水池」という。)の管理並びに取水の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第2条 ダムに河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第50条第1項に規定する管理主任技術者1人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び貯水池の緒元)

第3条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

ア、高さ 43.8 m

イ、堤頂の標高 219.8 m

ウ、越流頂の標高 213.5 m

エ、越流堤長 70.0 m

オ、洪水吐

(ア) 形式 自由越流式(洪水吐ゲート無)

(イ) 越流幅 70.0 m

(ウ) 最大水深 4.8 m

カ、放流及び取水設備

(ア) 取水塔 多孔式取水塔取水ゲートφ 450mm×5門

(イ) 導水管 φ 800mm

(ウ) 流量測定設備 1号超音波流量計 φ 800mm

2号超音波流量計 φ 250mm

(エ) 放流管ゲート

ジェットフローゲート φ 250mm, 1門

開閉に係る開度変化量 1分間につき 0.1m

最大放流量 0.54 m³/s

(オ) 取水管ゲート

制水弁 φ 500mm, 1門

開閉に係る開度変化量 1分間につき 0.2m

最大取水量 0.248 m³/s

キ、設計洪水流量 1.370 m³/s

(2) 貯水池

ア、集水地域の面積

直接集水面積 26.7 km²

イ、湛水区域の面積 0.135km²

ウ、最大背水距離 2.37 km

エ、設計洪水位 標高 218.3 m

(水位計による表示 218.3 m)

オ、常時満水位 標高 213.5 m

(水位計による表示 213.5 m)

カ、最低水位 標高 206.0 m

(水位計による表示 206.0 m)

キ、有効貯水容量 800,000 m³

(3) 最大取水量

ア、最大取水量

6月1日～9月30日	0.248 m ³ /s
10月1日～5月31日	0.124 m ³ /s

(貯留期間及びかんがい期間)

第4条 貯留期間及びかんがい期間は、次のとおりとする。

貯留期間	1月1日から12月31日まで
かんがい期間	1月1日から12月31日まで

(洪水及び洪水時)

第5条 この規程に置いて「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が60 m³/sec以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第6条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として、洪水警報又は大雨警報が行われ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、これらの警報が解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第7条 貯水池の水位（以下「貯水位」という。）は、夏子貯水池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と当該一定の時間における放流管からの放流量及び洪水吐からの越流量（以下「ダム放流量」という。）並びに取水量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図第1により求め、これを差引計算して算定するものとする。

3 前第1項及び第2項による方法によって流入量が正確に算定することができない場合は、相平水位観測所地点における曾江谷川の流量に1.265を乗じて得た流量を流入量とするものとする。

4 前項の曾江谷川の流量は、相平水位観測所において測定した曾江谷川の水位に基づいて算定するものとする。

第2章 ダム等の管理の原則

第1節 ダムからの放流等の方法

(放流管ゲートの操作)

第9条 放流管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に操作することができる。

- 一 第11条に規定する貯留を開始及び終了する時。
- 二 ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検若しくは整備のため必要がある時。
- 三 その他やむを得ない必要がある時。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第10条 放流管からの放流は、やむを得ない場合を除き、下流の水位の急激な変動を生じないように努めなければならない。

(取水管ゲートの操作)

第11条 取水管ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、操作することができる。

- 一 かんがい期間において取水する必要がある時。
- 二 ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検若しくは整備のため必要がある時。
- 三 その他やむを得ない必要がある時。

(貯留制限流量)

第12条 貯水池における流水の貯留は、貯水池への流入量が次に掲げる貯留制限流量をこえる場合に限り、そのこえる部分の範囲内においてすることができるものとする。

期 間	貯 留 制 限 流 量
1月1日～5月20日及び 10月11日～12月31日	0.15 m ³ /sec
5月21日～9月10日	0.37 m ³ /sec
9月11日～10月10日	0.27 m ³ /sec

第2節 ダム放流の際にとるべき措置等

(ダム放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定により行う関係機関に対する通知は、放流管からの放流及びダムの洪水吐からの越流（以下「ダム放流」という。）により、下流の水位が急激に上昇するおそれがある場合に、ダム放流開始（ダム放流の途中におけるダム放流量の著しい増加を含む。）の少なくとも1時間前に、別表第1に定めるところにより行うものとする。

- 2 前項の通知をするときは、ダム放流の日時のほか、ダム放流量の見込みを示して行うものとする。
(放流の際の一般に周知させるための措置)
- 第14条 法第48条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点から吉野川合流地点までの曾江谷川の区間についてとるものとする。
- 2 前項の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレン及び警報車の拡声機により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。
- (1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始約10分前に約3分20秒間
- (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における曾江谷川の水位の上昇が開始されると認められる時の約10分前に約3分20秒間
- (3) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における曾江谷川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前
(ダムの操作に関する記録の作成)
- 第15条 ダムの取水管ゲート又は放流管ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。ただし、その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項に限るものとする。
- 一 操作の理由
- 二 開閉したゲートの名称、各回の開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
- 三 ゲートの各回の開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、取水量及びダム放流量
- 四 ダム放流に係る最大ダム放流量が生じた時刻及びその最大ダム放流量
- 五 取水量の変更(取水の開始及び終了を含む。)があつたときは、その時刻並びにその直後における取水量
- 六 第12条の規定による通知及び第13条第2項の規定による警告の実施状況
- 2 洪水吐から越流している場合においては、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。
- 一 毎時の貯水位及び越流量
- 二 最大越流量が生じた時刻及び最大越流量
- 三 前項第六号に定める事項
(観測及び測定等)
- 第16条 ダムの管理及び操作に必要な事項については、別表第3に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
- 2 前項のほか、次条後段の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第3に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。
- 3 前2項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。
(点検及び整備)
- 第17条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び貯水池の点検(貯水池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。)を行い、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。
(地震発生後のダムの臨時点検及び報告)
- 第18条 気象官署において発表された震度階4以上である地震が発生したときは、発生後において直ちに、別表第4の1の事項について臨時点検を行い、別表第1(二)欄により通報するとともに、別表第4の2により報告書を提出しなければならない。
(異常かつ重大な状態に関する報告)
- 第19条 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見された場合には、直ちに、別表第1(二)欄によりその旨を報告しなければならない。

第3章 洪水時における措置に関する特則

(洪水警戒時における措置)

第20条 洪水警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 ダムを管理するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)、別表第1の通報施設、別表第2のサイレン及び警報車、別表第3の観測施設、夜間に外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこ

と。

三 徳島県知事に対し別表第1による法第46条第1項の規定による通報をすること。

四 気象官署が行う気象の観測の成果を適格かつ迅速に収集すること。

五 ダム管理に関する記録を作成すること。

六 その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、前条第三号及び第五号までに掲げる措置のほか、曾江谷川において洪水による被害の発生が予想される場合及び被害が発生した場合には、その時刻及び内容並びに別表第5の1に掲げる事項について、別表第1(二)欄により通報するとともに、別表第5の2に準じて15日以内に報告書を提出しなければならない。

第4章 取水施設の管理

(取水量)

第22条 取水量は、次に定めるところによるものとする。

期 間	11/1～ 4/30	5/ 1～ 5/31	6/ 1～ 9/30	10/ 1～10/31
最 大 取 水 量	0.124 m ³ /s	0.124 m ³ /s	0.248 m ³ /s	0.124 m ³ /s
1 日最大取水量	5,300 m ³	10,100 m ³	21,400 m ³	10,100 m ³
年 間 総 取 水 量	2,060,000 m ³			

(取水量の算定)

第23条 取水量の算定は、1号超音波流量計の測定により測定した値から2号超音波流量計により測定した値を減じたものとする。

(取水施設の操作に関する記録)

第24条 取水バルブ及び取水ポンプを操作した場合には、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) 操作した施設の名称
- (2) 操作の理由
- (3) 操作した日・時
- (4) 取水量
- (5) その他特記すべき事項

第5章 記録等

(管理日誌)

第25条 管理主任技術者は、別に定めるところにより、ダム管理日誌を作成しなければならない。

(記録の報告)

第26条 水利使用規則第12条に規定する測定事項のうち、別表第6の上段に掲げるものについては、月毎に(管理月報)、又別表第6の下段に掲げるものを含めては年ごとに(管理年報)、その結果をとりまとめて河川管理者(国土交通省及び徳島県)に報告しなければならない。

2 別表第6の上段に掲げるものについては、月毎に(管理月報)吉野川ダム統合管理事務所に報告しなければならない。

第6章 雑則

(雑則)

第27条 管理主任技術者は第13条に規定する連絡については連絡すべき事項、期間及び通報系統について予め各関係機関と協議しておくものとする。

2 洪水警戒体制時における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項は予め、定めておくものとする。

附則

この規程は、平成25年2月21日から施行する。

9 排水機場操作要領

(目 的)

第1条 この要領は、知事が管理する排水機場のうち河川法（昭和39年法律第157号）

第14条の規定に基づき、操作要領を定めなければならない排水機場以外の排水機場の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水機場の用途)

第2条 別表の排水機場の欄に掲げる排水機場は、それぞれ同表の担当地区欄に掲げる地区を水害から守ることをその用途とする。

(水位の測定及び異常水位)

第3条 別表の河川の欄に掲げる河川の水位及び地区の欄に掲げる地区の内水位は、各排水機場に取り付けられた水位計により測定するものとし、その内水の異常水位は、それぞれ同表の相当異常水位の欄に掲げる水位以上とする。

2 別表の地区の欄に掲げる地区の内水位は、やむを得ない場合を除き、それぞれ同表の相当異常水位の欄に掲げる異常水位以上に上昇させないものとする。

(水防警戒体制)

第4条 排水機場の管理者又は管理者から管理を委託された者（以下「管理者等」という。）は、次の各号の1に該当する場合においては、水防警戒体制をとるものとする。

1. 徳島地方気象台から降雨若しくは高潮に関する注意報又は警報が発せられたとき。
2. その他異常水位が発生すると予想されるとき。

(水防警戒体制における措置)

第5条 管理者等は、前条の規定により水防警戒体制をとったときは、直ちに次の各号に定める措置をとるものとする。

1. 徳島県県土整備部、排水機場を管理する東部県土整備局（徳島）、徳島地方気象台、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
2. 排水ひ門並びに排水機の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他排水機場の操作に関し必要な措置をとること。

(排水ひ門の操作)

第6条 排水ひ門は、異常水位の発生が予想され、かつ、外水位が内水位より高い場合に限り閉鎖するものとし、その他の場合は全扉開放しておくものとする。

(排水機の操作)

第7条 排水機は、排水ひ門の開放状況、内水位及び外水位の差、流下水量、排水能力等を

十分考慮し、効果的な運転を行なうものとする。

(予備電源の操作)

第8条 予備電源は、外部からの送電が断たれた場合でも排水機場の全能力を発揮できるように操作するものとする。

(操作上の注意)

第9条 各機器及び設備の操作については、運転に先だち各部について十分点検及び確認を行なった後始動し、運転中においても各機器の発熱、振動、音響に特に注意するものとする。

(点検及び整備)

第10条 各機器については、少なくとも毎月1回以上取扱説明書に基づき入念に点検及び整備を行ない、周到な注意を払って試運転を行なうものとする。

2 水路その他の附属設備については、円滑な排水ができるよう維持するものとする。

(操作記録)

第11条 管理者等は、第6条及び前条の規定により排水機等の操作を行なったときは、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

1. 排水を行なったときの状況
2. 気象及び水象の状況
3. ひ門及び排水機の操作の理由、操作したひ門及び排水機の名称、操作の開始及び終了の年月日及び時刻並びに内水位及び外水位の変動
4. その他特記すべき事項

(雑 則)

第12条 この規則に定めるもののほか、排水機場の操作に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、排水機場操作規則（昭和42年徳島県規則第106号）廃止の日（昭和55年8月1日）から施行する。

別 表 (第2条、第3条関係)

排 水 機 場	地 区	河 川	異常水位 (m)	排水能力 (%／S)
多々羅川排水機場	徳島県徳島市雑賀町、西須賀町、大松町、 勝占町、丈六町及び浜野町	多々羅川	2.20	15.00
冷田川排水機場	徳島県徳島市八万町沖須賀二丈、川南、 橋本及び大坪	冷 田 川	2.20	8.00
打樋川排水機場	徳島県徳島市論田町及び大原町	打 樋 川	2.00	13.40
新堀川排水機場	徳島県小松島市小松島町馬場ノ本	新 堀 川	2.00	4.00
豊ノ本川排水機場	徳島県小松島市中郷町及び前原町	豊ノ本川	2.50	2.00
田野川排水機場	小松島市田野町	田 野 川	1.40	9.00
太田川排水機場	小松島市和田島町及び坂野町	太 田 川	1.10	5.50
新池川排水機場	徳島県鳴門市撫養町木津及び斉田発並びに 大津町大代、段関、備前島、木津野及び吉 永	新 池 川	2.10	8.50
大谷川排水機場	徳島県板野郡松茂町中喜来	大 谷 川	3.024	4.00
蛭地川排水機場	徳島県阿南市桑野町及び内原町	蛭 地 川	3.50	6.00
打樋川排水機場	徳島県阿南市大湊町、津乃峰町、見能林町 才見町、日開野町、学原町、西路見町、畛 町及び領家町	打 樋 川	0.60	29.20
善蔵川排水機場	徳島県海陽町大里及び四方原	善 蔵 川	1.85	2.50
岩屋谷川排水機場	徳島県吉野川市北島及び村雲	岩 谷 川	3.00	5.20
外磯川排水機場	美波町奥河内櫛ヶ谷	奥 潟 川	1.00	1.00
新中村川排水機場	牟岐町中村字本村	牟 岐 川	1.14	1.00
中角川排水機場	海陽町穴喰浦字中角	穴 喰 川	2.00	2.00

第7 水防工法の説明

1 水防工法一覧表

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所,河川	おもに使用する資材		備 考
					古 来	現 在	
越	水	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一 般 河 川	土俵, くい 竹ぐい	土のう, 防水シート, 鉄筋棒	応急かさ上げ工
		せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板を当てる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	くい, 板, くぎ	鋼製支柱, 軽量鋼板	応急かさ上げ工
		蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急 流 河 川	竹あみ, 蛇かご, 玉石 むしろ	鉄線蛇かご, 玉石, 防水シート	応急かさ上げ工
		水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう, 板など入手困難)	—	既製水のう ポンプ, 鉄パイプ	応急かさ上げ工
		裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ, 半割竹	—	応急越流堤工
		裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ, 竹の入手困難)	—	防水シート, 鉄筋ピン, 軽量鉄パイプ, 土のう	応急越流堤工
漏	川 裏 対 策	釜 段 工 (釜築止め)	裏小段, 裏のり先平地に円形に積み土俵にする	一 般 河 川	土俵, むしろ, くい, 樋, 竹ぐい	土のう, 防水シート, 鉄筋棒, ビニールパイプ	漏水緩和工
		水マット式 釜 段 工	裏小段, 裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂, 土のうの入手困難)	—	既製水のう ポンプ, 鉄パイプ	漏水緩和工
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段, 裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂, 土のうの入手困難)	—	鉄板, 土のう, パイプ, 鉄パイプぐい	漏水緩和工
		月 の 輪 工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一 般 河 川	土俵, むしろ, くい, 樋, 竹ぐい	土のう, 防水シート, パイプ, 鉄筋棒	漏水緩和工
		水 マ ッ ト 月 の 輪 工	裏小段, 裏のり先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂, 土のうの入手困難)	—	既製水のう, くい, 土のう, ビニロンパイプ	漏水緩和工
		たる伏せ工	裏小段, 裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一 般 河 川	たる, むしろ, 土俵	たる, 防水シート, 土のう	漏水緩和工
		導水むしろ張り工	裏のり, 犬走りにむしろなどを敷きならべる	一 般 河 川 (漏水少ない箇所)	むしろ, 丸太, 竹	防水シート, 丸太, 竹	漏水緩和工

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所, 河川	おもに使用する資材		備 考
					古 来	現 在	
漏 水	川 表 対 策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ, 水深の浅い部分)	土俵, むしろ, くい, 竹ぐい	土のう, 木ぐい, 竹ぐい	漏水止め工
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ, 竹, 土俵, 竹ピン	—	漏水止め工
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ, なわ, くい, ロープ, 竹, 土俵	—	漏水止め工 表のり決壊防止
		シート張り工	川表の漏水面にシートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	—	防水シート, 鉄パイプ, くい, ロープ, 土のう	漏水止め工
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	古たたみ, くい, なわ, 土俵, 鉄線	土俵の代わりに土のう	漏水止め工
洗 堀	洗	むしろ張り工, 継ぎむしろ張り工, シート張り工, たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	漏水防止と同じ	洗堀防止
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し局部を被覆する	急流河川	立木, (青竹), 土俵, なわ, 鉄線, くい	立木, 土のう, ロープ, 鉄線, くい	洗堀防止
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	竹蛇かご, 詰め石, くい, 鉄線	鉄線蛇かご, 詰め石, くい, 鉄線	洗堀防止
	堀	捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土俵, 石俵, 石	土のう, 石, 異形コンクリートブロック	洗堀防止 断面確保
		竹網流し工	竹を格子状に結束し土のうをつけてのり面を被覆する	緩流河川	竹, くい, なわ, 土俵	竹, くい, ロープ, 土のう	洗堀防止
決 壊	決 壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉牛わく, 鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み, 石俵, 蛇かご	わく組み, 石俵, 鉄線, 蛇かご	洗堀防止
		築きまわし工	表のりの決壊による断面不足を裏のりに土俵を積む	凸側堤防, 他の工法と併用	くい, 割竹, 板, 土俵, くぎ	くい, 割竹, 板, 土のう, くぎ	断面確保
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし, かや, よしでびょうぶを作りのり面を覆う	比較的緩流河川	竹, なわ, わら, かや, 土俵	竹, なわ, ロープ, わら, かや, 土のう	洗堀防止

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所, 河川	おもに使用する資材		備 考
					古 来	現 在	
き 裂	天 端	折 り 返 し 工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘 土 質 堤 防	竹, 土俵, なわ	竹, 土のう, ロープ	き 裂 防 止
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいと鉄線を用いる	砂 質 堤 防	くい, 鉄線	くい, 鉄線	き 裂 防 止
	天 端 ↓ 裏 の り	控 え 取 り 工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘 土 質 堤 防	竹, 土俵, なわ	竹, 土のう, なわ, ロープ, 鉄線	き 裂 防 止
		継 ぎ 縫 い 工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂 質 堤 防	くい, 竹, 鉄線, 土俵	くい, 竹, 鉄線, 土のう	き 裂 防 止
		ネ ッ ト 張 り き 裂 防 止 工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石 質 堤 防	—	くい, 金網, 鉄線, 土のう	き 裂 防 止
裏 の り 崩 壊	き 裂	五 徳 縫 い 工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘 土 質 堤 防	竹, なわ, 鉄線, 土俵	竹, なわ, ロープ, 鉄線, 土のう	き 裂 防 止
		五 徳 縫 い 工 (く い 打 ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘 土 質 堤 防	—	くい, ロープ, 土のう, 丸太	き 裂 防 止
		竹 さ し 工	裏のり面のき裂が浅いとき, のり面がすべらないように竹をさす	粘 土 質 堤 防	竹, 土俵	竹, 土のう	き 裂 防 止
		力くい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘 土 質 堤 防	くい, 土俵	くい, 土のう	すべり面に沿い滑動するとき
		か ご 止 め 工	裏のり面にひし形状にくいを打ち, 竹または鉄線で縫う	砂 質 堤 防	くい, 竹, 鉄線, 土俵	くい, 竹, 鉄線, 土のう	滑 動 防 止
	崩 壊	立 て か ご 工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急 流 河 川	竹網蛇かご, 詰め石, くい, そだ	鉄線蛇かご, 詰め石, くい, そだ	裏のり補強
		く い 打 ち 積 み 土 俵 工	裏のり面にくいを打ち並べ, 中詰めに土俵を入れる	砂 質 堤 防	くい, 布木, 鉄線, 土俵	くい, 布木, 鉄線, 土のう	裏のり補強
		土 俵 羽 口 工	裏のり面に土俵を小口に積み上げる	一 般 堤 防	竹ぐい, 土砂, 土俵	竹ぐい, 土砂, 土のう	裏のり補強

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所, 河川	おもに使用する資材		備 考
					古 来	現 在	
裏 の り 崩 壊	崩 壊	つなぎくい 打ち工	裏のり面にくいを 数列打ちこれを連 結して中詰めに土 のうを入れる	一 般 堤 防	くい, 土俵, 布木, 鉄線, 土砂	くい, 土の う, 布木, 鉄線, 土砂	裏のり補強
		さくかき詰 め土のう工	つなぎくい打ちと ほぼ同じでさくを 作る	一 般 堤 防	くい, 竹, そだ, 鉄線, 土俵	くい, 竹, そだ, 鉄線, 土のう	裏のり補強
		築きまわし 工	裏のり面にくい打 ちさくを作り中詰 め土のうを入れる	一 般 堤 防	くい, さく 材, 布木, 土俵	くい, さく 材, 布木, 土のう	裏のり補強
そ の 他		流下物除去 作業	橋のピアなどに堆 積した流木の除去	一 般 河 川	長尺竹, と び口	長尺竹, と び口	水 位 低 下
		水 防 対 策 車	現地対策本部の設 置	一 般 河 川	—	指揮車, 無 線車	機動性の発 揮

2 水防作業上の心得

水防作業に従事する者は、次の点について留意すること。

ア 水防作業時の自身の安全確保に留意し、安全が確保できないと判断される場合は避難を優先しなければならない。

イ 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。

ウ 作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもって護り抜くこと。

エ 夜間など特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「破堤」等の想像による言動をしてはならない。

オ 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺せしめたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけること。

カ 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体水位が最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3／4位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで、警戒を解いてはならない。

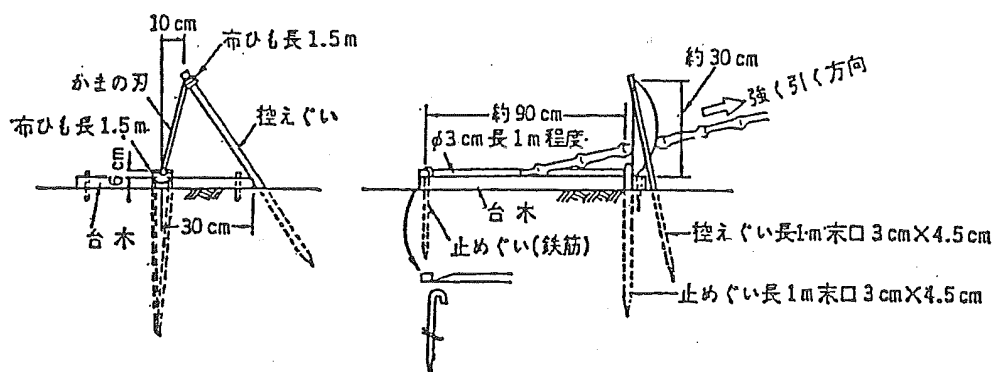
3 水防工法説明

(1) 準備工法

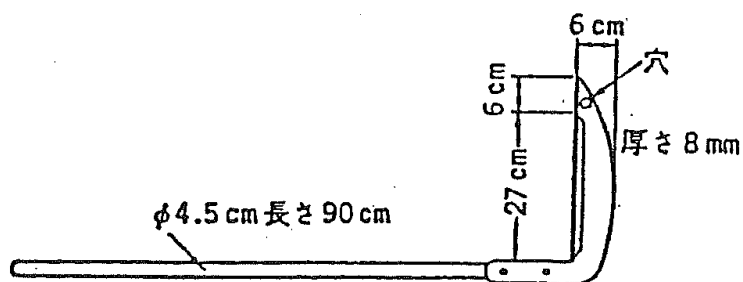
1. 竹尖げ

用 途…五徳縫い工，折返し工，控え取り工などに用いる。

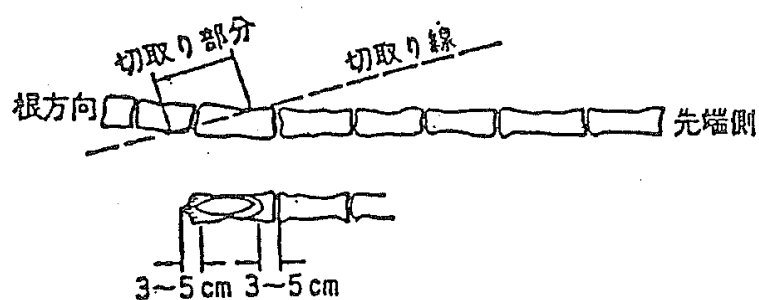
手 法…竹の直径の五倍ぐらいの間を一面だけをとりがらせ尖端には竹が裂けないように節を残しておく。竹とげ専用の鎌（竹とげ鎌）を用いるのが良い。



竹とげ鎌を地面と台木に固定する方法



竹とげ鎌の一例



竹とげ完了図

2. 杭ごしらえ

用 途…水防用資材

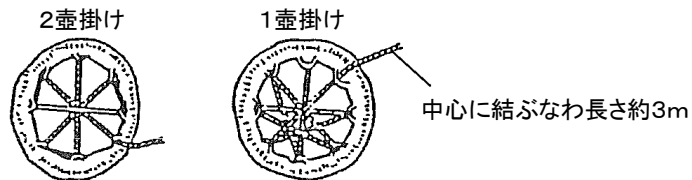
手 法…水防工法に合わせて適当な長さに切断された丸太を準備し，尖端をとがらせ杭とする。

3. 土俵，土のうづくり

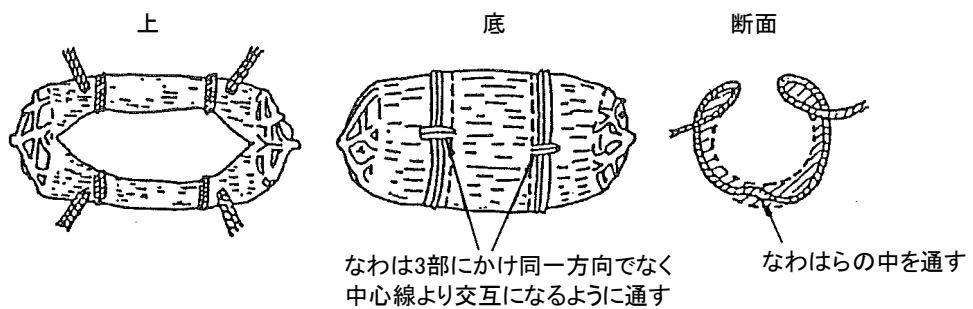
用 途・・・水防用資材

手 法・・・栈俵を一壺がけ（八つがけ）または二壺がけに取り付け，腹部を鎌で縦に切り開き，土砂を50kg程度詰め，二重まわしのなわで俵の胴を2～3箇所強く締め付けて土俵を作り上げる。

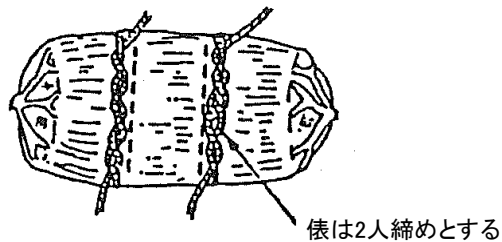
1) 栈俵のあて方



2) 俵へ土を入れる直前

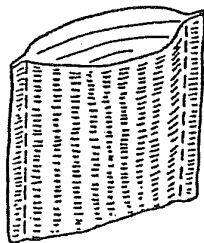


3) なわの締め方

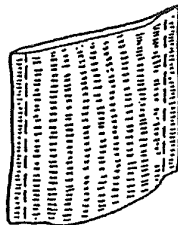


土俵（俵使用）

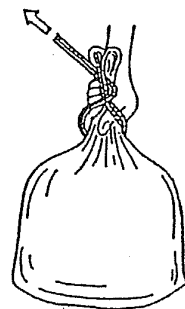
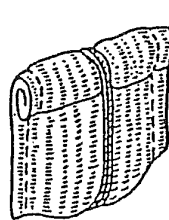
① かますに土を入れる直前



② 土を入れた直後



③ なわで結んで完了



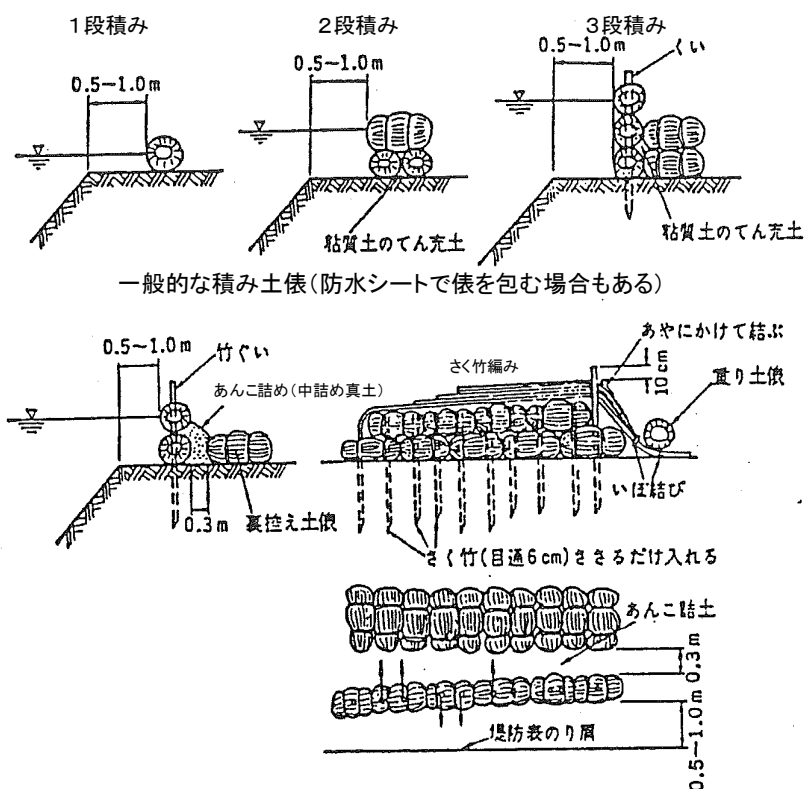
土俵（かます使用）

(2) 越水防止工法

増水する速さが著しく、越水する恐れがあるとき、堤防天端に施工する水防工法で、最も基本的で重要な工法であるが、部分的、局地的な対策に用いられるもので、その対策延長が長い場合には適さない。

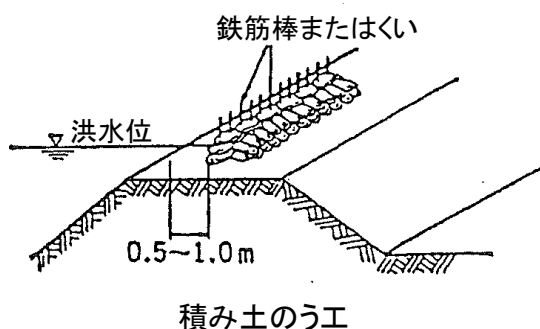
1. 積み土俵、積み土のう工

越流水深に応じて1段積み、2段積み、3段積みがあり、それぞれ図に示す。土俵と土俵との継ぎ目から水が漏れないように、間隔に粘土または粘質土を詰め踏み固める必要がある。また、最近では流水や波浪により、てん充土が流されないように防水シートを土俵の下に敷き、積み土俵をすし巻にし、くいや鉄棒で止めることもある。



[さく竹の編み方]

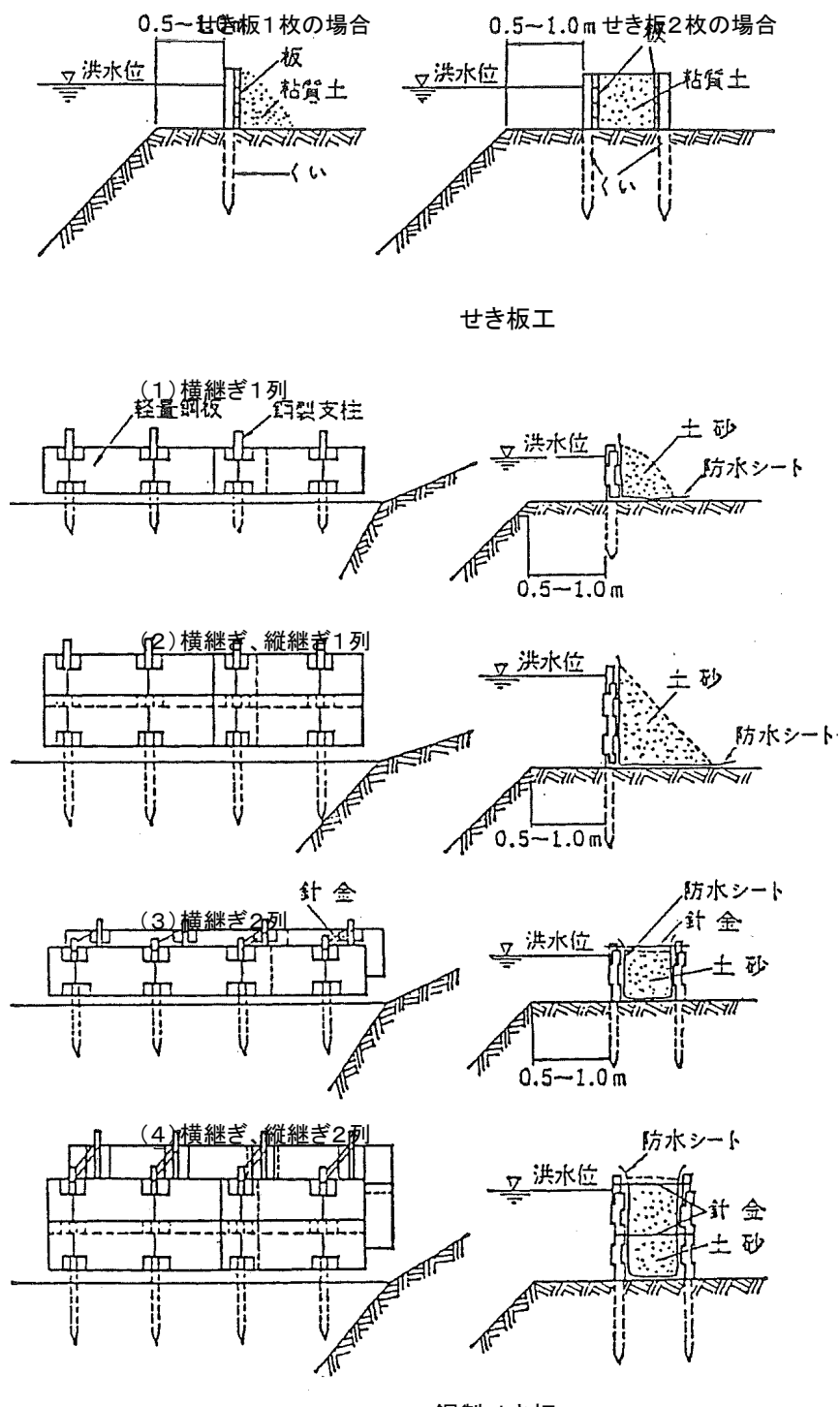
矢印の方向へ2本、2本、1本を同時に引き最初の1本に足を掛けて軽く押して弓なりに曲げ、竹の先を引っ張りながら折り曲げる。この要領で順次折り曲げて最後の1本を残して折り曲げた竹を結束し、結び目より10cmくらいで切り捨て、折り曲げた竹の端をいば結びにして重り土俵をのせて完了する。



2. せき板工

俵、かます、多量の土砂の入手が困難な地域で、板の入手が比較的容易な市街地などに適する。板の代わりに水防資材として備蓄が可能な軽量銅板が用いられる場合もある。

堤防天端の表のり肩から0.5～1.0m程度後退して杭を打ち、その前面に板をくぎ付けし、その背後に粘土や土砂を置き十分踏み固める。時間的に余裕がある場合には、せき板を2枚とし、その間に粘土または、土砂を詰めると、相当な効果がある。

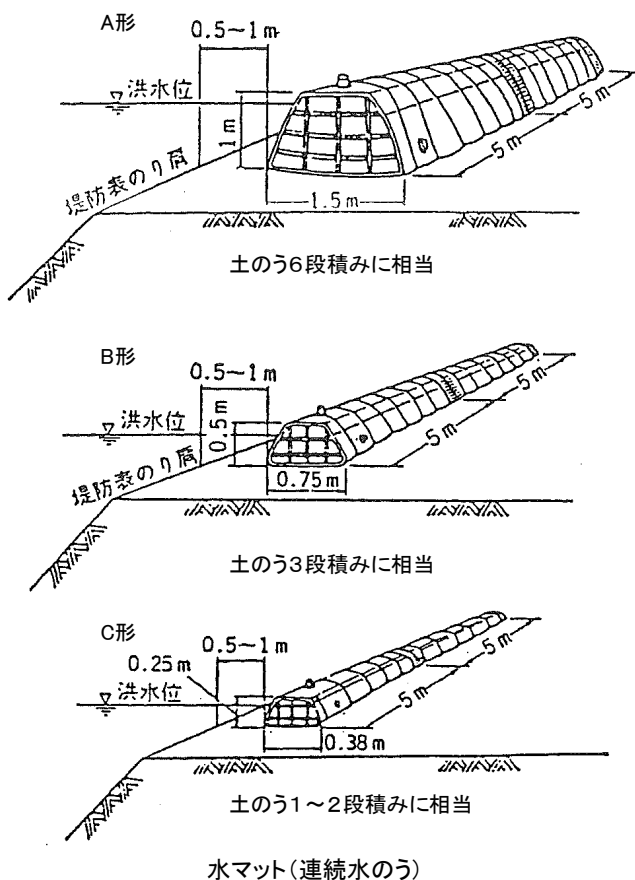


3. 水マット工

連結水のう工法ともいい、ビニロン帆布製水のうを堤防天端に置き、ポンプで水を注入し、堤防状にして越水を防ぐ工法である。

既成水のうには、A型（土のう 6 段積みに相当）、B型（土のう 3 段）、C型（土のう 1～2）の 3 種類あり、越流水深に応じて使い分ける。

まず、施工箇所の設置面を平坦にし、その上に帆布製水のうをたるみなく敷き、水のう排水口を漏水のないように固く縛り、ポンプによって、水を水のうに注入する。

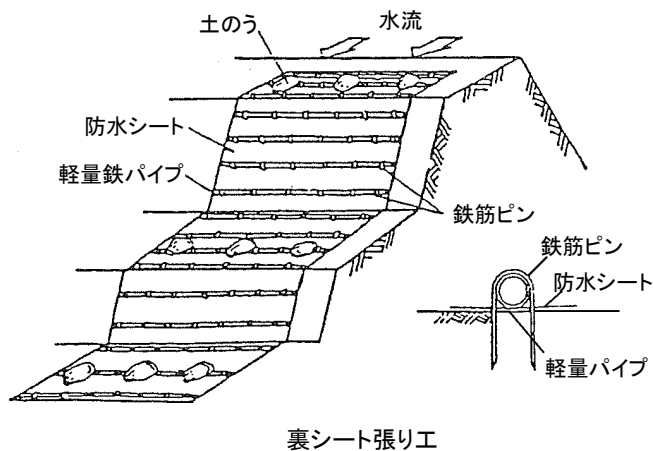


4. 裏シート張り工

洪水が堤防天端を越流し、天端、裏のり、裏小段、犬走りなどが、洗掘、崩壊するのを防ぐ場合や、積み土俵などからの漏水が多いときなどに積み土俵工と併せて使用される。

まず、堤防裏のりの最も低い部分から防水シートを敷きはじめ、重ね合わせ部（15cm程度）と中間部に鉄パイプを固定するために、50cm程度の間隔で鉄筋ピンでとめる。

材料は、緊急水防時に利用できるものなら何でもよく、シートの代わりにむしろ、古い絨毯、鉄パイプの代わりに半割竹等でもよい。



(3) 浸透防止工法

浸透による被害を防止する工法として大別すると、

- ①漏水を発見時より大きくさせないために堤防側に池を作って、浸透水の噴出、土砂の噴出を押さえる。
- ②堤防川側から吸入口を捜し、直接押さえる。
- ③親等により堤防裏のり面に入ったクラックやのり崩れの拡大を防止する。
- ④浸透水のほか雨水によって堤防天端付近に入ったクラックを拡大させない。

という工法に分類される。

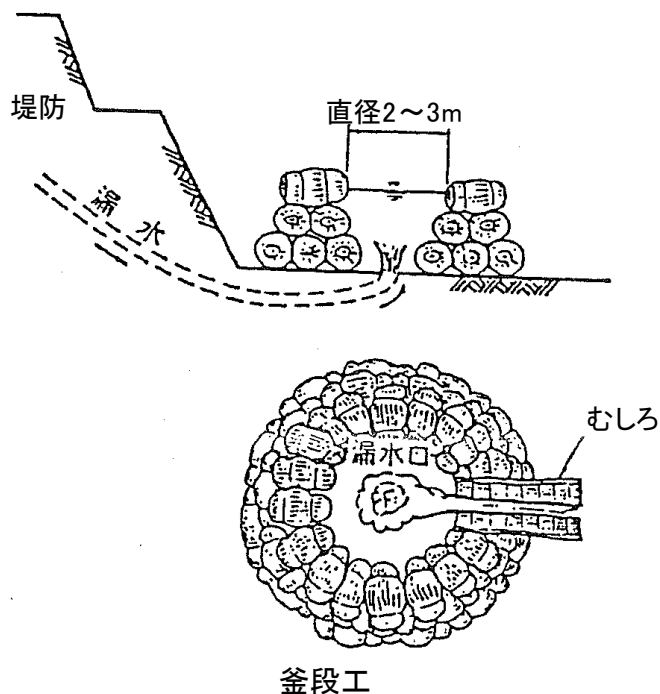
これらの対策工で特に注意を要するのは、吸い込み口の閉塞は当然であるが、漏水の噴出口、吐き出し口を絶対に閉じてはならないことである。

1. 釜段工

裏小段のり先、堤防近くの平場などに漏水が生じた場合、その周囲を円形に土俵や土のうを積み上げて漏水の噴出を水圧によって滅殺する工法である。土俵や土のうの積み方は、積土俵工と同様であるが、釜段の水密を高める必要もある。また、漏水した水の逃げ口、排水口は、むしろ、シートなどを地面に敷き、洗掘防止に心がける。

注意すべきことは、漏水の箇所をあわてて土やむしろで詰めたり、あるいは、土俵を漏水の水位より高く積み上げないことである。

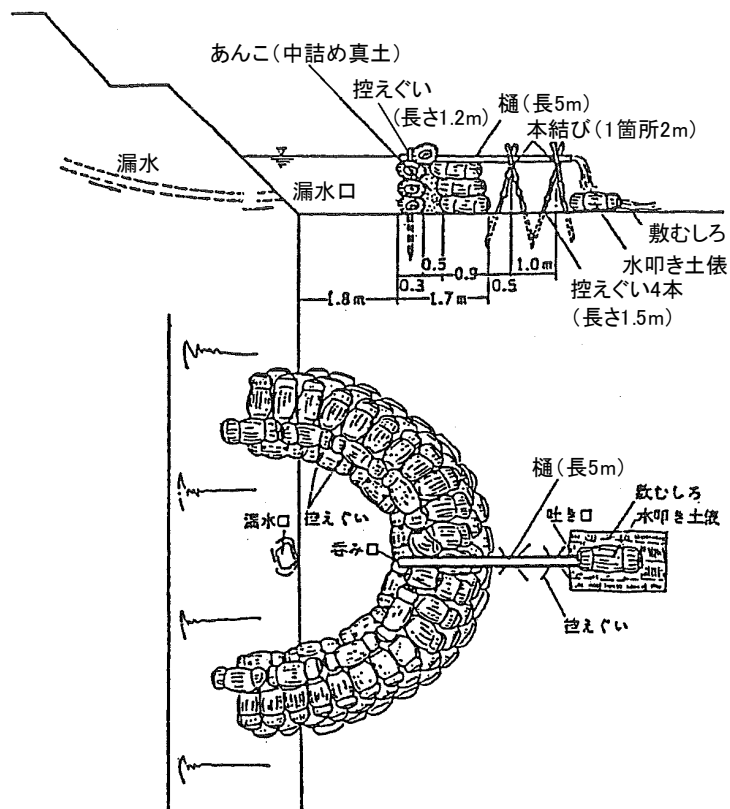
材料入手の関係で、水マット式、鉄板式等がある。



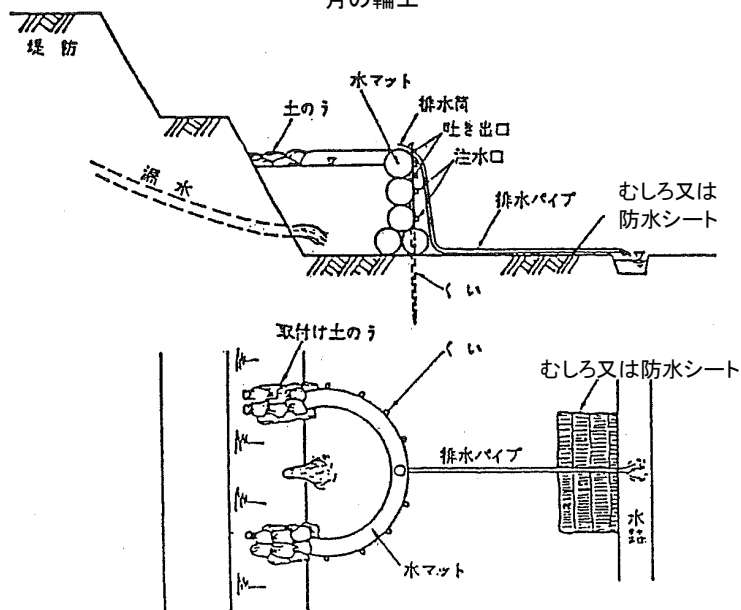
2. 月の輪工

堤防の裏のり面やのり尻から漏水が生じている場合、堤防のり面に応急対策の土俵堤がかかる半径型の土俵積みで、この内部に漏水を貯留し、水圧により、堤防土砂の流出を防止する工法である。

この工法は、漏水量が徐々に増加し、かつ濁りが加わっている場合に施すものである。注意点としては、釜段工と同様であり、また、材料入手の関係で、水マットを使う場合もある。



月の輪工



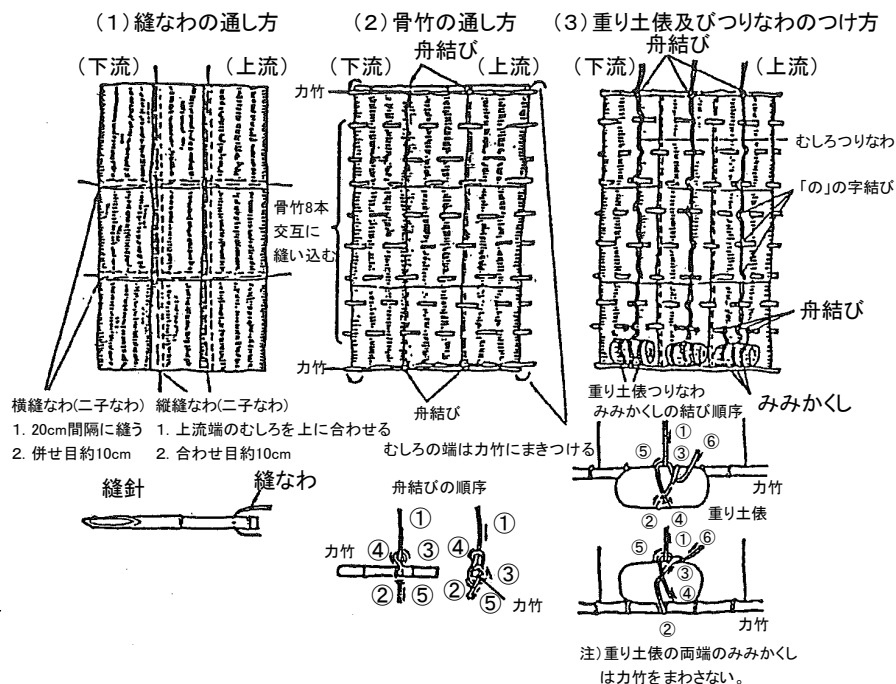
水マット月の輪工

3. むしろ張り工

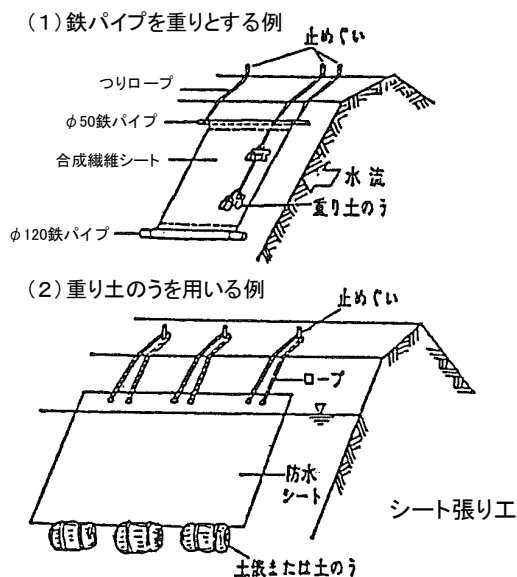
この工法は、漏水吸い込み口の位置が判然としていない、または、吸い込み口が隣接して数箇所にあたるような場合に、堤防表のり面にむしろを何枚か縫い継ぎし、力竹を通し、これを竹ピンでのり面にさし、場合によっては重り土俵をのせ漏水を防止するものである。

最近では、むしろ、竹などの入手が困難になってきているので、防水シート、鉄パイプ、鉄筋のピンなどが用いられるようになっている。（シート張り工）

この工法は、直接洪水の中で作業をしなければならないので、水防団員などの安全対策には十分なる配慮が必要である。



継ぎむしろ張り工詳細図

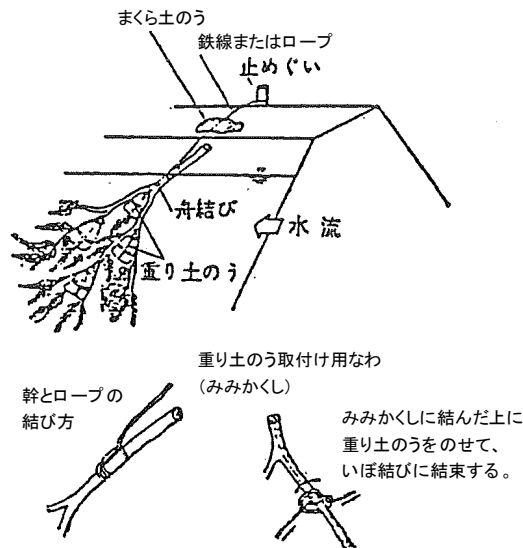


(4) 洗掘防止工法

1. 木流し工（竹流し工）

主として急流河川において堤脚や護岸のり面が激流により洗掘された場合に有効な工法である。

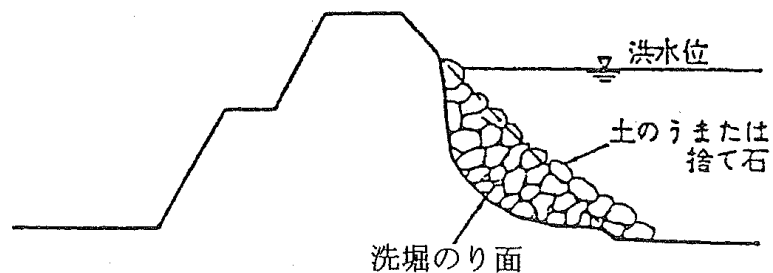
洪水中に枝葉のついた樹木に土のうや石袋をつけて鉄線やなわで堤防天端の止め杭にとめ、流勢を緩和し、洗掘による堤防決壊の拡大を防止する。投入した樹木や竹が決壊した場所に十分当たるようにすることが重要である。



木流し工

2. 捨て土のう工，捨て石工

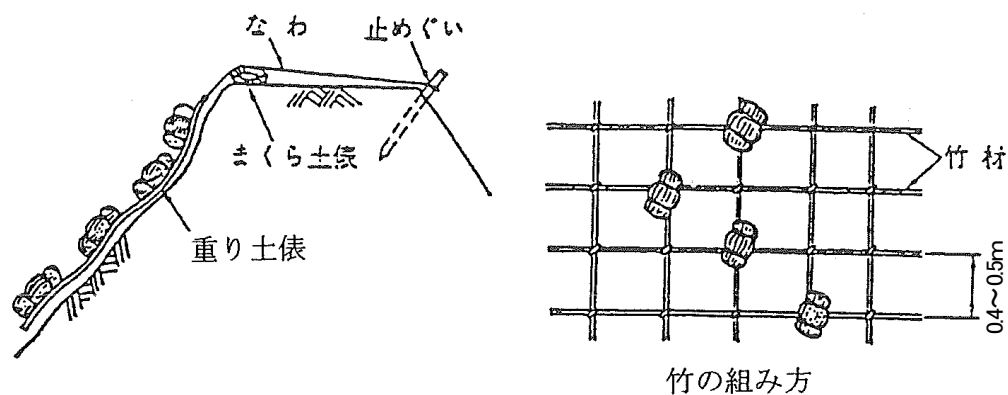
急流河川における決壊箇所の応急対策として用いられる工法で、流勢に流されない大きさのしっかりした土のう，砂利俵，石などを決壊箇所に投げ込むもので、投入材全部が効果的に働くことにはならないので、かなりの無駄がでることを覚悟しなければならない。



捨て土のう，捨て石工

3. 竹網流し工

表のり面の決壊防止を目的として太めの竹を格子状に結び、その格子を骨に竹格子の中を鉄線やなわで格子をつくり、大きい網状にし決壊したのり面に押しあて、網の上に土のうや石のうを投入し、のり面の洗掘を防止する工法である。



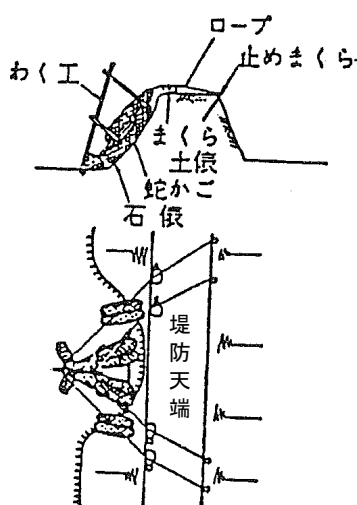
竹網流し工

4. わく入れ工

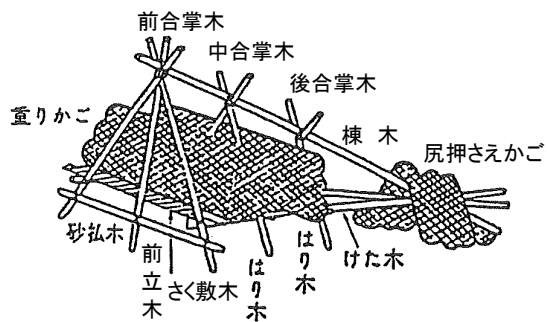
急流河川において、流水を緩和し堤脚洗掘面の拡大を防止するときに用いられる工法で、洗掘箇所に丸太を使用した川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する。

施行箇所は、むな木を河岸とは直角より少し上向きにし、頭部を河岸側におき、逆にして水中に入れる。予定の箇所に沈めると同時に、作業員がこの上にのり、合掌木の浮上を防ぎながら石俵や重り蛇かごをのせる。わくを水中に入れるときは、要所要所を鉄線でつなぎ裏のり肩に打った止め杭に結び、予定箇所に沈める。

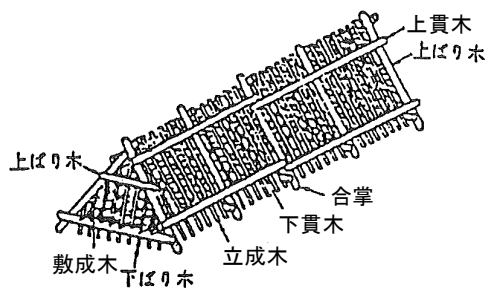
また、2基以上のわく工を投入する場合には、上流端から施行するのがよい。さらに、わく工は、流れに対し少し上向き～直角に投入する。



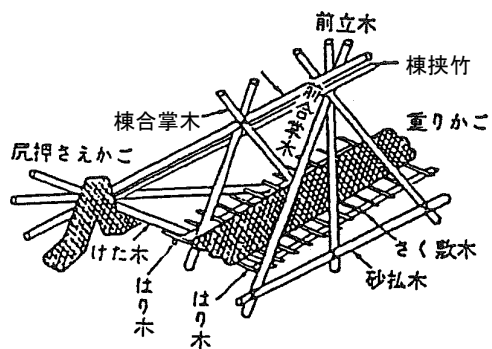
わく入れ工



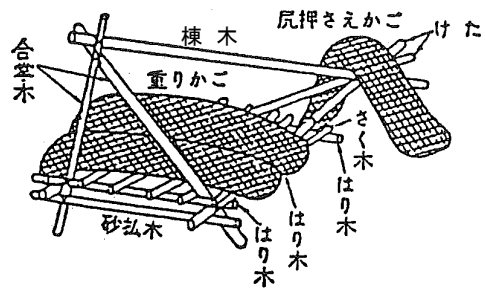
大 聖 牛



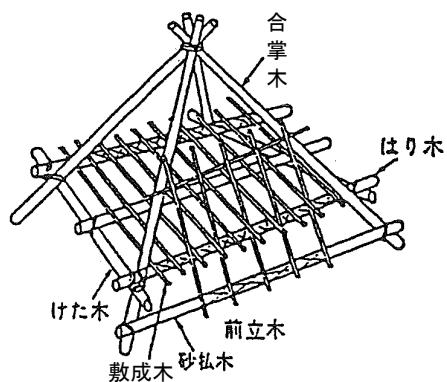
合 掌 わ く



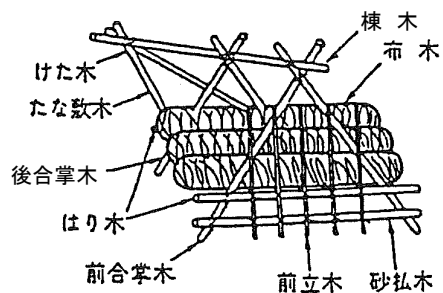
川 倉



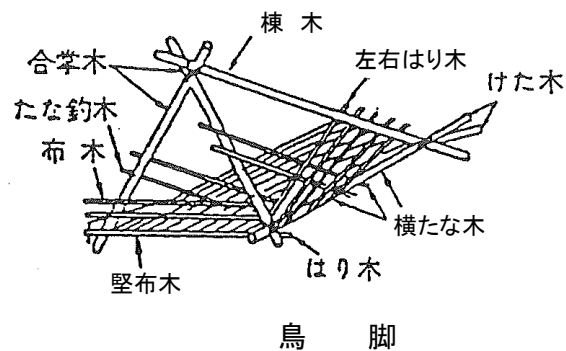
牛 わ く



菱 牛



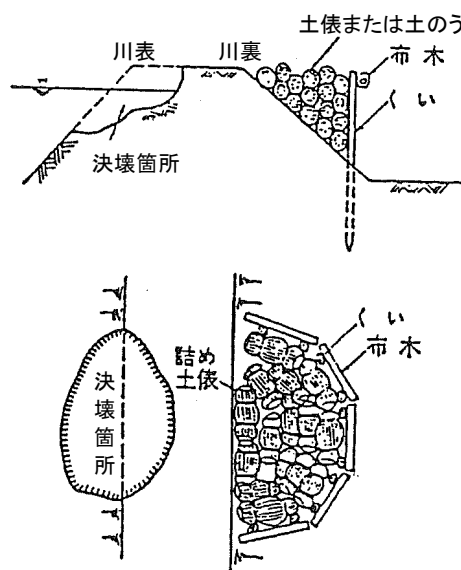
笈(きゆ)牛



5. 築きまわし工

川表のり面の決壊は、洪水の程度によって、あるところまで洗掘が進むとそれ以上の決壊が止まることがあります、この場合でも漏水によって破堤することがあるので、堤防断面の不足を補うために裏のり側に土のうなどを積み上げ堤防を補強する工法である。

決壊した堤防の裏のり側に、杭を打ち、竹しがら編みや板さくを設け、その内部に土俵または土のうを長手にし、芋継ぎを避けて踏み固めながら積み込んでいく。

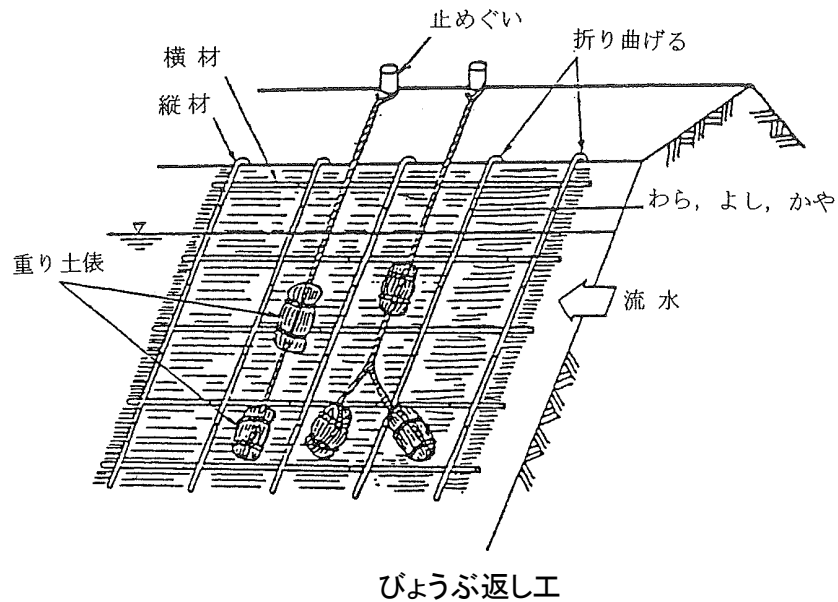


築きまわし工の一例

6. びょうぶ返し工

波浪や流水により川表側が欠け込んだ場合、その拡大を防止し、かつ漏水防止工法としても採用される。

竹を骨として使用し、わら、あし、よし、かやなどをあて「びょうぶ」のようなものをつくり、これを竹材の根元から折り曲げて川表のり面に倒し、洗掘面を覆う。



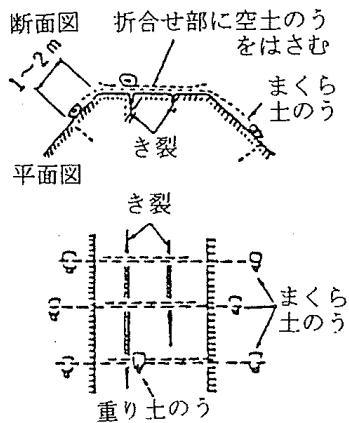
(5) き裂防止工法

き裂の浅いものは、掘り返しを行い、良質土で十分固めながら埋め戻しを行う。き裂の深く、かつ拡大する様子が見られる場合は、地面をしばるようになる「地しばり工法」によって防止する。また、き裂内に雨水が流れ込まないように、流入防止の対策を講じねばならない。

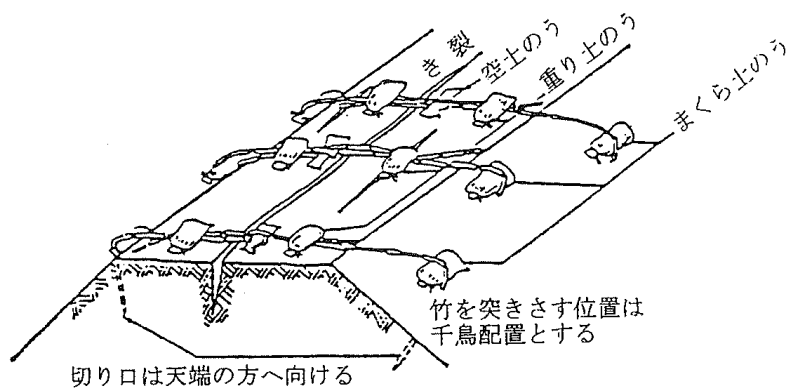
1. 折り返し工

堤防天端に、き裂が生じた場合に、拡大防止を目的として施工される工法で、表のり、裏のりの適当な場所に土俵または土のうを置き、その下側に竹を突きさし、土俵、土のうをまくらに折り曲げ、堤防天端で双方の竹を折り返し、二子なわで結束する。き裂の部分には土を埋め戻しする。

竹の立て囲み位置を必ず千鳥配置とし、竹の立て込みによってのり面にき裂が生じないようにしなければならない。



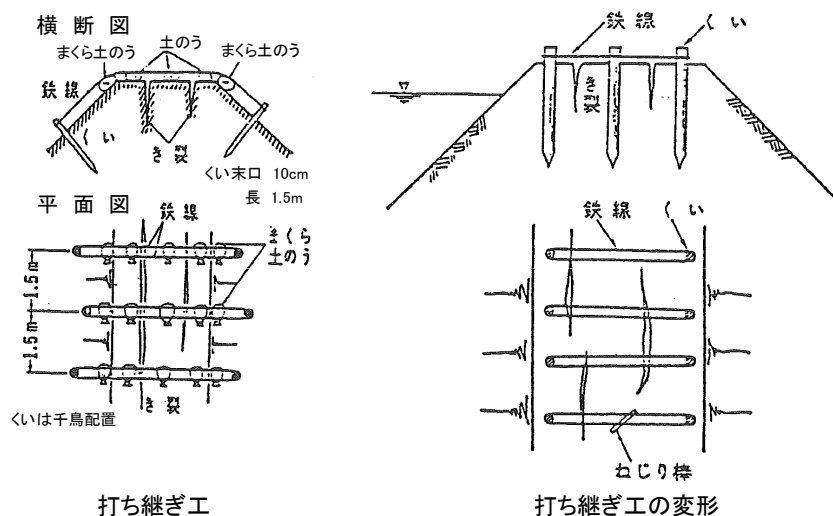
折り返し工



折り返し工の詳細図

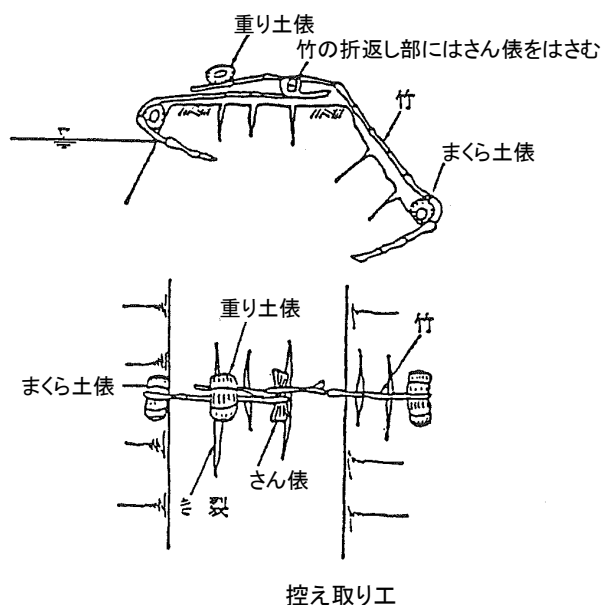
2. くい打ち継ぎ工

竹の入手に困難な地域において折り返し工と同様、堤防天端のき裂拡大を防止するために用いられる工法で、き裂の面側に、杭を打ち込み鉄線でつなぐ。



3. 控え取り工

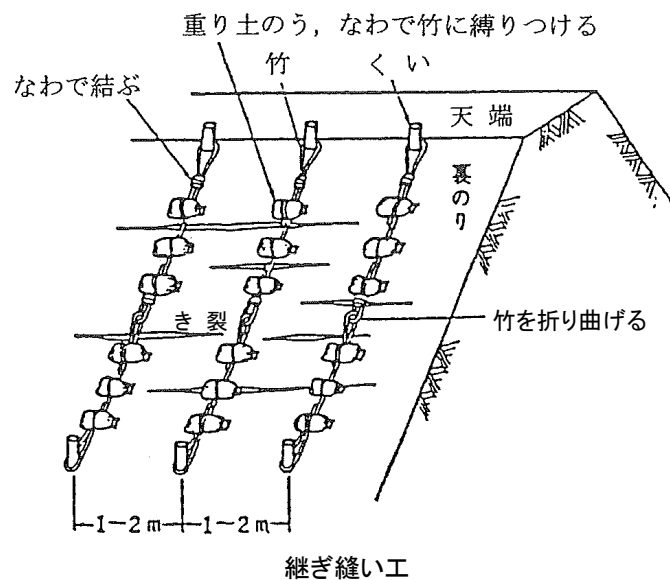
堤防天端から裏のりにかけて、き裂が生じた場合、拡大を防止する工法である。堤防川裏のり尻に土俵または土のうを長手にかつ堤防に平行になるようにならべ、これに細竹を突きさし、蛇腹縫いにして一体化を図るか、あるいは小ぐいを打ち地盤に固定させる。これに隣接した堤防側に竹をさし込み、これに対応するように表のり面にも竹を立て、その根元にまくら土俵、土のうを置き、双方の竹を折り曲げ堤防天端で双方の竹を折り返す。折り返し曲部には栈俵などを当て連結、補強し、なわまたは鉄線で結束する。



4. 継ぎ縫い工

控え取り竹の代わりに杭を用い、引張り材として竹を用いて、竹が手近にない場合には鉄線を用いて、き裂の拡大防止を図る工法である。

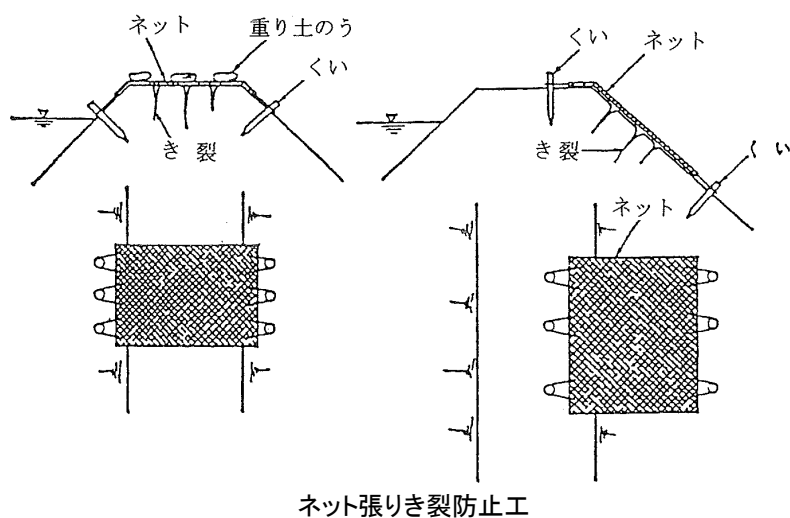
施工にあたり、控え杭の打ち込み位置は一直線にならないよう、できるだけ千鳥状の配置になるように打ち込み、また、杭によるき裂が生じないようにしなければならない。



5. ネット張りき裂防止工

堤防天端および裏のり面にかけて、き裂が生じた場合、き裂拡大を防止するため、き裂の両側に杭を打ち込み、き裂箇所をネットで覆う工法である。

杭は堤防のり面に直角に、また打ち込み深さは最大き裂深さの2倍以上の根入れがあるように打ち込む。ネットの上には、重り土のう、コンクリートブロックなどをのせ、安定させる。

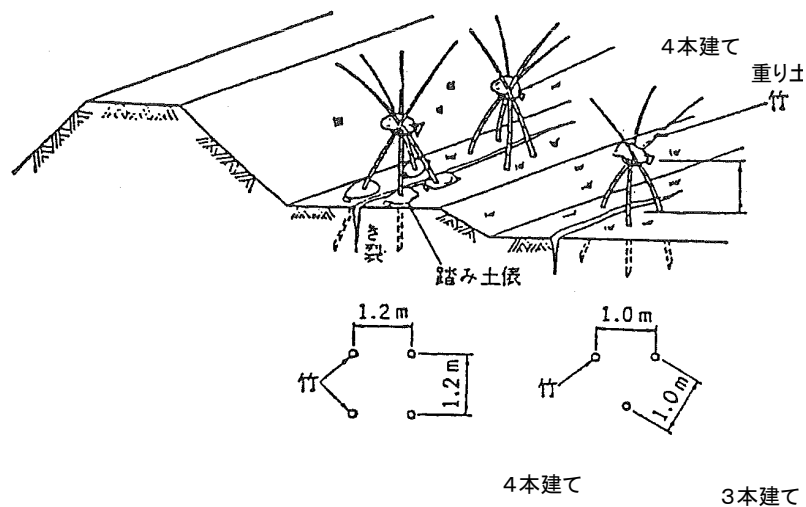


(6) 川裏崩壊防止工法

洪水継続時間が長い、あるいは長期にわたる降雨のために、堤体が飽和状態になったとき、堤体土の含水量が増加し土のせん断抵抗力が低下するために、小段または、のり面にき裂が生じる。

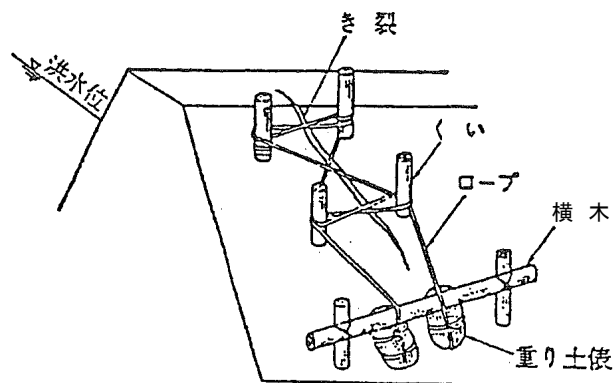
1. 五徳縫い工（竹利用）

裏のりまたは裏小段におけるき裂の拡大を防止する工法で、き裂をはさんでこれを縛るように竹3～4本を地中深く一辺が1 m程度の正三角形または正方形になるようにさし、地上1.2m～1.5mくらいのところで一組づつなわ、鉄線で結束し、その交点上に重り土俵、土のうをのせるものである。



2. 五徳縫い工（くい打ち）

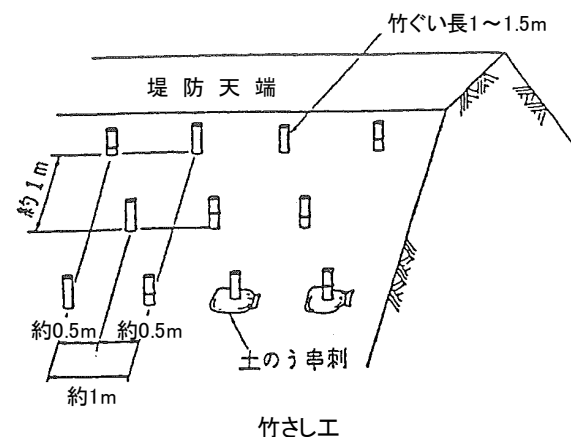
木ぐいをき裂箇所の両側に4本程度対称または千鳥に打ち込み、このうち2本の杭に丈夫なロープを縛り、他の杭に靴ひものようにかける。このロープの先端に十分重い土俵、土のうを吊す。



3. 竹さし工

五徳縫い工を簡単にしたもので、竹を堤体深くに突きさし、深い土と浅い土を一体化させて、のり面をすべらないようにする工法である。

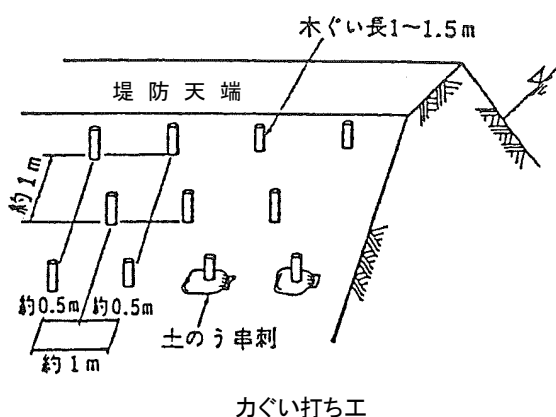
この工法は、五徳縫い工と併用すれば、さらに効果が上がる。



4. 力ぐい打ち工

竹さし工の竹に代えて、木ぐいを使用するものである。

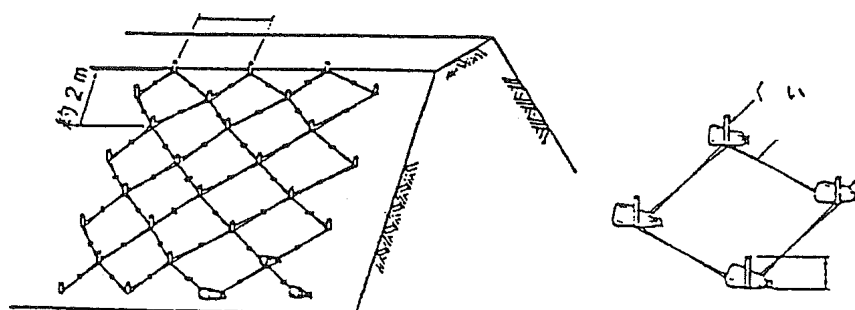
のり面が軟弱な場合は、土俵または土のうを置いて、その上から杭を打ち込む。



5. かご止め工

堤防のり面が崩壊しそうな箇所の対策として採用される工法である。力ぐいを数列打ち込み、各ぐいの根元を鉄線や割竹で相互に緊結する。

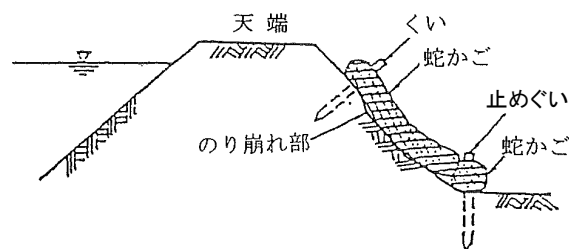
また、川表側のり面にき裂が生じたときに用いられることがあり、この場合は、のり面にそだを敷き、杭ごとに重り土俵を置いてのり面の崩壊を防止する。



6. 立てかご工

浸透水による堤防裏のりの崩壊を防ぐ工法である。

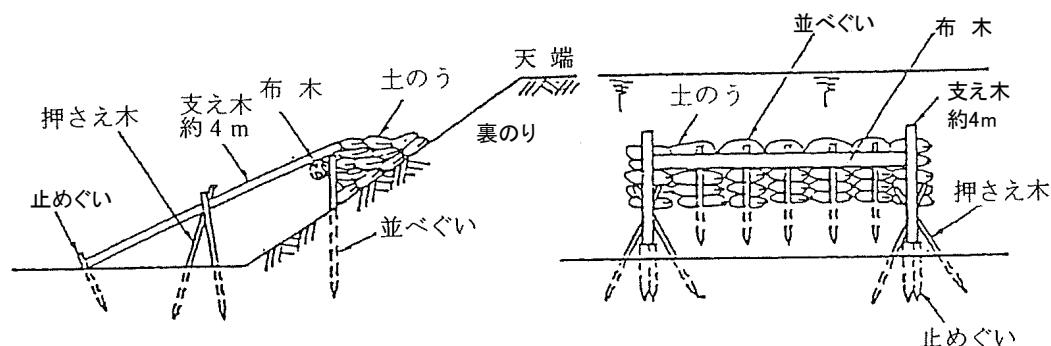
裏のり先沿いに蛇かごを1列敷設し、止め杭を打ち、これを基礎として蛇かごを縦に敷設するか、または立て蛇かごだけを施工し、これに数本の止め杭を打ちのり面の崩壊を防ぐものである。



立てかご工

7. くい打ち積土俵工

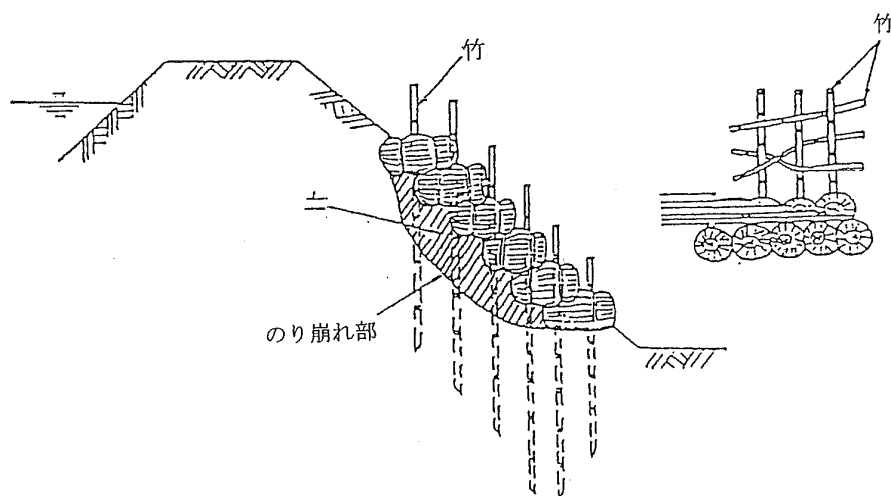
堤防裏のり面が崩れ、または、そのおそれがある場合に、その下部に杭を打ち込み、これに積み土俵を行い対策とする工法である。



くい打ち積み土俵工

8. 土俵羽口工

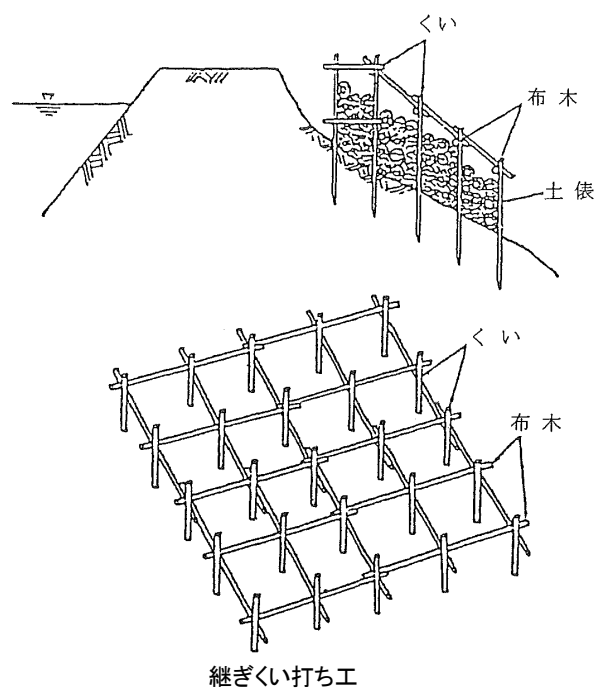
川裏、川表のり面が崩壊したとき、堤防断面の補強、または崩壊拡大を防止するため、崩壊した部分の下部のほうから、土俵、土のうを小口にならべ積み上げる工法である。



9. つなぎくい打ち工

裏のりの崩壊した部分に木ぐいを数列ならべて打ち、これを連結してその中に土俵または土のうを詰め込み堤防断面の補強を図る工法である。

くい間に土俵や土のうを詰める際、杭や布木丸太に損傷を与えないように注意するとともに、詰め土俵は手継ぎにならないようにする。



10. さくかき詰め土俵工

崩壊の程度によって、その最下部から天端と平行に数列の杭を打ち、その各列に竹やそでで柵を作って詰め土俵を行い、堤防を補強する工法である。

この工法は、小河川が破堤した場合に仮締切りとして採用される。この場合には、川表と川裏のり先付近に各2列の杭をうち、これに竹さくを設け、各さく、くい間は鉄線および丸太で連結し詰め土俵間を土砂で充てんする。

